

炉辺談話型漂流記の形成について

——石巻若宮丸津太夫の経験を中心に——

春名徹

はじめに

先に私は、近世の漂流記録を記録者の主体のあり方と、それにともなう漂流者の対応の相違にもとづいて三つの類型に分類した。漂流口書、『編纂物漂流記』、炉辺談話型漂流記がそれである。⁽¹⁾

近世日本における漂流とは、たんなる海難ではなく、むしろ海難とともになう異文化経験である。漂流記と総称される記録類は基本的に、異文化接觸への関心から作られている。そして現実に海難を経験した廻船乗組員は基本的には無筆であつたから、記録は海難＝異文化経験を現実に経験した者とは別の第三者によつて行われた。この結果、記述者の関心の所在によつて記述の性格は異なつて来る。漂流者への質問という形式を踏まえて記述が行われる以上、質問者の関心のあり方、質問の行われる場などによつて漂流者の陳述の質にも差が生じるからである。漂流記録の質を考える上で、このように類型を設定することは有効といえよう。⁽³⁾

とくに炉辺談話型という概念を新たにたてたところに私の着眼があつたのだが、幸いに漂流物語の二類型という概念は歴史研究者に受容されたようみえる。ただしこの類型そのものがある種の作業仮説にすぎないことは、筆者自身の自覚するところであった。私がこの漂流記の類型について概念構成を行うにあたつて主に依拠したのは、大概玄沢の編

纂物漂流記『環海異聞』によって著名な石巻船・若宮丸のロシア漂流であったが、本漂流については口書、編纂物漂流記、炉辺談話型漂流記の三者が比較的よく揃ってはいたものの「炉辺談話型」の概念を構成する上で依拠した同系列の史料群——国会図書館蔵の「歐羅巴國漂流記」と「美津利國漂泊錄」、あるいは渡辺慶一氏旧蔵の「松平陸奥守様御手船ヲロシヤ国江漂流物語記」など——は漂民の一人、津太夫の帰郷後の物語であることは明らかとはいえ、記録者や記録の時期が明確ではなかったためである。

しかし最近、蔵用老人編『北狄事略』という北方（ロシア）関係文献を集めた編著のなかに「陸奥仙台領石巻米沢屋船魯西亞漂流之事」という記録を見いだすことができた。編纂物のなかの一編とはいえ、内容は先に私が依拠した史料群の原型とみなされるもので、つぎに掲げる奥書によつて成立事情をはじめて明確にすることことができた。

「此書、文化二寅年六月中、石巻出役の節、津太夫より聞書留、尚又寒風沢帰着、同七月中、佐兵衛より聞し事も書加へ置なり。

前書にも「水主四人の内壱人、寒風沢浜津太夫と申もの、船主平之丞方へ見舞に来て夜語いたせしを聞書しるすのみ」という一節があるので、両者を総合するなら、聞書が行われた場所（石巻）、時期（文化二年六月）、聞き取りを行つた人物（馬場安五郎）、その状況（在所の寒風沢浜から石巻に出て来た津太夫の一夜話、さらに七月に寒風沢浜において佐兵衛から聞き取つた談話）は明らかである。

寒風沢浜は松島湾に浮かぶ寒風沢島のなかの地名で現在は塩釜市に属する。馬場安五郎については不明であるが「石巻出役」および「寒風沢帰着」という語をすなおに解釈すれば、同地の村役人でもあるうか。⁽⁴⁾さらに、従来、私が利用して来た史料群は奥書を欠き、多くは佐兵衛の談話を省略し、さらに長崎送還のさいの警備状況などを補うという加工を施した「流布本」とでも称すべき性格の史料群であることも明らかになつた。

この『北狄事略』は蔵用老人（本名不詳）が編纂した日本・ロシア関係にかんする十巻から成る史料集である。内題は「戊辰銷夏記」。つまり文化五年戊辰の年（一八〇八年）に編まれた。序文の類はないが、前年のフォーヴストフ、ダヴィトフによる樺太、南千島の武力侵攻事件（いわゆる文化丁卯の騒乱）に刺激されたことが編纂の動機であることはあきらか

であろう。

即ち本書は、明和八年におけるペニヨフスキーア事件、いわゆる「はんぺんごろの警告」関係文書（巻一）に始まり、寛政四年のラックスマン使節と送還された大黒屋光太夫の漂流記（巻二）、文化元年のレザノフ使節の長崎来航と送還された若宮丸漂民の漂流記（巻三上下）、文化騒乱事件の記録である『赤狄事略』（巻四～六）、北海道、千島、樺太およびその住民にかんする『蝦夷名義考』（巻七～八。地図類を含む）と『魯西亞名義考』（巻九。地図類を含む）、『戊辰異聞』（巻十）から成る。最後の巻は文化五年を中心とする世相風聞記である。なお本書第一巻の相当部分は水口志計夫・沼田次郎編訳『ベニヨフスキーア航海記』（平凡社東洋文庫 一九七〇年）に鉛印で紹介されている。

内閣文庫の目録では内題をメイン・タイトルとして採用したので『国書総目録』もこれに倣っているが、内容からみるなら、むしろ表題の『北狄事略』の方を採用すべきであろう。内題の銷夏は暑さしのぎの意味で、中国の文人の用語としては珍しくない。愈越の「九九銷夏記」などを念頭においていた文人意てらいをこめた題名である。

『北狄事略』が編著である以上、それに先行する独立した馬場安五郎による原本が存在する筈であるが、現在のところ、この系統の写本は後述する「流布本」の他には見いだせない。^(補注)しかし北海道大学附属図書館北方資料室、東北大学狩野文庫、宮城図書館および内閣文庫の蔵書から、この漂流記の系列のさまざまナヴァリエーションを得た結果、津太夫という漂流者の経験がどのように語られ、どのように記録されたかについて一応の結論を得ることができた。また、同じ津太夫談話をさらに再構成したのではないかとみられる漂流譚の存在が明らかになり、場合によつては「文学的加工を施した漂流記」という第四の類型をも考慮しなければならないのではないかという疑いすら生じてきた。

したがつて本稿の主な目的はまず『北狄事略』所収の「陸奥仙台領石巻米沢屋船魯西亞漂流之事」を紹介することによって「炉辺談話型漂流記」の純正なテキストを提供すること、そして「炉辺談話型漂流記」という類型を再定義することであるが、これは必然的に津太夫という漂流者の経験が再話され、記録される過程を追求することによって口書、編纂物の成立過程をも再吟味する結果となつた。なお北海道立文書館蔵本、東北大学狩野文庫蔵の抄録本、内閣文庫の田安家旧蔵本、天理大学図書館本の『北狄事略』を調査、検討した結果、内閣文庫本を底本として「陸奥仙台領石巻米

「沢屋船魯西亞漂流之事」を翻刻して付載した。

若宮丸の漂流の概要

寛政五年（一七九三）十二月に石巻を出港後、漂流してアレウト列島に漂着した石巻の米沢屋平之丞の所有する廻船（二十四端帆、八百石積）若宮丸には、十六人の乗組員を乗せていた。沖船頭（運行責任者）は船主の子の平兵衛⁽⁵⁾、残りの乗組員は石巻を中心とする松島湾周辺の比較的狭い地域の出身者であった。

若宮丸は、寛政五年十一月二十七日、仙台藩の廻米、薪、などの荷物⁽⁶⁾を積んで石巻を出港、風待ちのため東名浦に入り⁽⁷⁾、二十九日、同港を出帆したが、南下する途上、逆風にあり、福島県の広野港に退避したが、東寄りの風を受けて港にとどまることができず、北へもどる途上、順風になつたので、再び江戸へ向かつたところ、またも逆風となり、ついに遭難したものである。

翌年五月にアレウト列島（アリューシャン列島）のうちアラスカ寄りのアンドレヤノフスキエ群島のアツカ島に漂着し⁽⁸⁾、同地原住のアレウト族に救助され、まもなく同地で毛皮の交易に従事していたロシア人の保護下に入つた。ここで船頭の平兵衛が病死している。ちなみにアレウト列島とアラスカの毛皮の交易のためにロシアの特許会社ロシア・アメリカ会社が設立されたのは一七九九年、これらの地がアメリカに売却されたのは一八六七年である。

その後、乗組員一同はヤクーツク経由でイルクーツクへ送られ、そこへ定住した。当時のロシアはエカチエリーナ一世の発展時代から一転してペーヴエル一世の暗黒時代に入つていたため、ロシア政府は漂流民たちに対しても関心を示さなかつた。政府からわずかな補助金を支給されて生活していた漂流民たちはこの地で一生を終わるかと思われたが、ペーヴエル一世の死後、開明的なアレクサンドル一世が即位し、シベリア開発のために日本との交易が真剣に検討されるに及んで、漂流民の送還を端緒として日本と通商を結ぼうという計画が浮上することとなり、漂流民たちは、突然、ペテルブルグへ召喚されることとなつた。

時は一八〇三年、じつにイルクーツク定住後、八年目の事である。イルクーツクで一人が病死し、生存者は十三人で

あつたが、連日、百キロを越える駅馬車の旅の途上で三人が脱落、ペテルブルグでアレクサンドル一世の謁見を受けたものは十人であった。さらに一部の者は再度の漂流を恐れて帰国を望まなかつたため、日本への帰国を希望したのは四人——すなわち津太夫（長崎帰国後の数え年で六十歳）、儀兵衛（儀平 四十三歳）、左平（本記録では「佐兵衛」四十二歳）、太十（太十郎 三十四歳）であった。

そもそもシベリア開発のための中国・日本との交易にあわせてロシア海軍の技術向上のための世界周航という計画を立案したのは海軍大佐アダム・ヨハン・フォン・クルーゼンシュテルンであり、彼はロシア最初の世界周航の目的のためナデジエダ（「希望」の意）、ネヴァ（ペテルブルグを流れる川の名）の二艦からなるロシア艦隊を編成していた。⁽¹⁰⁾しかし漂流民送還による対日交渉という任務が加えられ、最終的に日本への特命全権使節ニコライ・レザノフが艦隊司令官に任せられた。このためクルーゼンシュテルンは、たんにナデジエタ号艦長としてレザノフの下に置かれることとなつた。クルーゼンシュテルンもその部下の海軍士官たちもこの決定に不満だつたため指揮権をめぐって航海中も内紛が絶えなかつた。

ともあれ艦隊は、デンマーク、イギリスを経て南米に寄港、ホーン岬を廻り、マルキーズ諸島、サンドウィッチ諸島（ハワイ）、カムチャツカを経て文化元年（一八〇四）九月六日、長崎に入港した。

ロシア側の期待に反して日本側の対応は冷たく、通商交渉は失敗に終わった。漂流民四人の身柄が日本側に渡されたのは、ようやく外交交渉が終了し、ロシア艦が長崎を退去する当日、文化二年（一八〇五）三月十日であった。このあいだに文化元年十二月、前途を悲観した太十郎が精神錯乱に陥つて自殺を計るという事件も発生している。日本退去後、レザノフはオホーツクで艦隊と別れ、クルーゼンシュテルンは指揮権を得て世界周航を完成するが、これはまた別の物語となろう。

ここでは日本人漂流民四人の経験の歴史的な位置に注目したい。若宮丸の乗組員たちはアレウト諸島に漂着してから西廻りでシベリアを横断し、ペテルブルグに至り、四人の帰国組は、ベテルブルグの外港クロンシュタットからロシア軍艦に搭乗して、日本人として始めて世界を一周したのである。⁽¹¹⁾彼らが最初に世界を一周した日本人であることは、当

時から認識されており、それ故、長崎奉行所、仙台藩の要路などからも特別に注目されたのであった。

経験が語られる過程

漂民四人を乗せたロシア軍艦ナデジエタの長崎入港は、文化元年九月六日である。以後その漂流経験がどのように語られ、記録されたかを概観してみよう。

① ロシア艦上における事情聴取

最初に津太夫ら四人の石巻漂民が接触したのは長崎奉行所関係者である。文化元年の帰国から同二年の身柄引き渡しを経て、長崎奉行所の取り調べが終了するまで、一連の口書が存在する。基本的には漂流民受取り一般に共通する身元の確認が主眼であるが、同時にロシア事情にたいして強い関心が示されたことは、本漂流の場合の著しい特徴といえよう。

漂民自身の言葉によると、九月六日正午ごろ、伊王島付近まで来た時、黒い小旗を立てた検問の船が接近して来た。レザノフに事情を説明せよと命じられて船端に出されたが、いよいよ日本へ到着したと思うと感銘のあまり言葉が出ない。周囲からせき立てられたので、ふと思いついて（主体は不明だが、おそらくは津太夫が）、相手の船へ乗り移り、漂流当時の荷物の送り状などを取り出して役人に見せた。相手がそれに對して質問する。これでようやく言葉が出るようになったという。きわめて実感にあふれた口述である。

この記述は『環海異聞』巻十四と『通航一覽』巻二百七十五に見られるが、大槻玄沢らが直接、聞き取って『環海異聞』の記述に取り入れたのではなく、何らかの先行する口書によったのではないかという印象がある。あくまで印象にすぎないのだが、漂流者のロシアでの経験から知的な体系を志向しようとした『環海異聞』の態度と、このような漂流民自身の心理に分け入った描写とはなじまないからである。『通航一覽』が、他の箇所では『環海異聞』を利用しているにとかかわらず、この部分は「引用書を脱す」として収録していることは、『通航一覽』の編者自体が別の口書に依拠していたことを意味するのではないだろうか。

最初にロシア艦と接触したのは野母番所からの遠見番二名であったが、その後に小瀬戸番所からの遠見番二名が別船で近づき、ナデジエダ号に伊王島沖に停泊することを指示した。さらに亥の刻（午後十時）、見届検使として派遣された長崎奉行所手附の行方覚左衛門、矢部次郎太夫の両名がオランダ商館長ヘンドリック・ズーフ他一名のオランダ人と和蘭陀通詞を伴ってナデジエタ号に乗船し、レザノフ、クルウゼンシュテルンらに来航目的などを尋ねた上、その場に漂流民四人を呼び出して身分確認の尋問を行っている。

検使とともにロシア艦に乗船した和蘭通詞の覚え書とおぼしい文書がこの際の問答を記録している。いわば略式の漂流民吟味として漂流民四人の名前、年齢、出身地、仙台船の名前、積み荷、乗組員数、他の乗組員の名前、彼らが帰国しなかつた理由などに及んだ。さらに漂流民たちを退席させた後、引き続いてロシア使節との応対（停泊場所、今後の交渉の手続き）を終えて検使一行は引き揚げた。この経過は通詞方の文書によつて知ることができる。⁽¹²⁾

その後の漂流民たちとの接觸については奉行所関係者の記録がないが、九月六日の問答とは違つた内容の「ヲロシア船より帰朝之日本人より聞書き」という九月十日付の記録がある。⁽¹³⁾

この聞書きでは「若宮丸廿六反帆十六人乗、水主之内四人、此節帰朝之分」として四人の人別が「奥州仙台領物尾郡宝之浜／儀兵衛／四十三歳／母兄弟妻有之」の形式で儀兵衛、津太夫、左平、太十郎の順に記され、残りの者がどうなつたか、オロシア出発の時期、目的、乗組員数、日本までの距離、ロシア風俗などに及んでいる。桃生郡源宝浜とあるべきものに「物尾郡宝之浜」の字を当てているなど、いかにも緊急に書き留めたという趣である。また「右四人の者言語并髪ハ日本の通り、服ハ彼國の容躰也」のように、記録者の観察の結果も挿入されていて口書としては略式のものである。だが注目すべきは、この他にロシアの事情についても簡略な一書による記載があり、毛織物を産すること、米はなく麦を食すること、至極、寒国であること、冬の日照時間の少ないと、国王の服装、女性の風俗、暦の相違などが記されている。

九月六日以後も七日、八日の両日、奉行所関係者が通詞などを連れてナデジエダ号へ赴いているので、さらに漂流民と接觸する機会があつたのだろうか。いずれにせよこの段階すでに漂民たちの身分確認という本来の目的を越えて、

ロシア事情にも関心を示した聞書が作られていたことは注意を惹く。

② 行方継左衛門の聞書（文化二年三月十一日以降）

この後、外交交渉は難航し、結局、漂民四人が日本側に身柄を引き渡されたのは、翌文化二年三月十日、ロシア使節が全く成果を得られぬまま長崎を退去する当日のことであった。一同は即日、奉行所白洲で型どおりの取り調べを受け、踏絵を行った上、奉行所手附・行方継左衛門預けになつた。行方は前年九月六日、ロシア艦入港のさい、最初に見届検使として沖合まで出張して一同を尋問し、同月八日にも再検使としてロシア側の国書を受け取つた人物である。彼は翌三月十一日から事情聴取を開始し、長崎奉行肥田豊後守宛の報告の体裁で口書を提出した。完成の日は不明だが、「文化式〔乙巳〕年三月十一日初め」^{〔14〕}とある。

四人の出自については、「奥州岩城郡寒風浜／両親死妻子有之／長九郎伴／左平／丑四十歳」のように出身地、家族關係、年齢を記す。まだ宗旨は記されていない。

本文の冒頭は「是は十三ヶ年以前、寛政五丑己年同國小鹿郡石ノ巻湊米沢屋平之丞江戸廻米商船八百石積若宮丸へ廻米千百石并仙台領主薪積合せ、此分領主よりの送状所持……」となつていて。

内容にはたとえばヤクーツクからイルクーツクへの旅の途上で病死した市五郎とともに後、イルクーツク滞在中に死んだ次郎吉の名をあげるなど混乱があり、記録する側が漂流者の口述する事実関係を、まだよく把握できていなかつた様子が見てとれる。

この口書では、出身地別に寒風沢浜の左平、津太夫、源宝浜の儀平、太十郎の順に整理される。四人の係累についての記述も「両親なし妻子有り」のように精密になるが、まだ宗旨については言及がない。踏み絵の段階でキリストンでないことは証明されているから、のちに現れる「禅宗」などの記事は、むしろ原籍地に照会して寺請け証文を確認するための事務上の必要によるものと思われる。以下、遭難、漂流、救助、異国経験が記述されているが、前年九月の第一回調書が、入港したばかりの外国軍艦上という緊迫した背景を反映して尋問調であったのに反して、本口書の方は、漂民に自在に語らせたという趣が強い。ある意味で、漂流民たちの記憶の原型のようなものが、本口書にもつともよく現れ

ているように見える。いくつかの特徴を挙げるなら――

I 漂流過程が日時を追つて詳細に述べられている。若宮丸は藩の領米の輸送にあたっていたから、責任上、遭難と積み荷の処理を合理的に説明する必要があった。だが事件以来、十三年が経過していることを考慮するなら、記憶を助ける何らかの記録——航海日記、備忘録の類——の存在を想定させる。もっともシニカルに考えるなら、公的記録としての体裁を整えるために、ともかくも日時を当てはめたという可能性も排除しきれない。その後の記録と漂流経過が必ずしも整合性をもたぬ場合があるからである。

II ロシア（イルクーツク）での経験、風俗観察などは、かならずしも要領よく述べられていない。一つには記録者の側が、事実関係をよく認識できないまま書留めた部分が認められる。たとえばヤクーツクからイルクーツクへの旅の途上で病死した市五郎と後にイルクーツク逗留中に死んだ次郎治のことが混乱して同時に「一人が死んだともとれる記述となっていることはすでにのべたとおりである。

つまり記録者の側は時系列にしたがつて事件を整理しがちであるが、口述する側にとつては追憶は、かならずしも時間を探つて記憶されているわけではなく、むしろ仲間の死というような一つのまとまりを保つた観念として記憶され、それにもとづいてのべられたのではなかつたろうか。

III 他方では、記録者の注記ともいうべきもののなかに、漂流者たちの本音が読みとれる。一行はアンドレヤノフ諸島で先に漂流した伊勢白子の船頭大黒屋光太夫のことを聞かされるが、本口書によると「此度ノ者共ハ国隔りし人の事故、此名を知ス一向に合点〔ママ〕ゆがざりし由也」というのが一例である。

後の口書では、漂流民たちは自明のことのように光太夫について語つてゐる。漂着の時点では光太夫について知識がなかつたにもかかわらず帰国後、審問の過程で得た知識が当時の知識ともうられかねない形で記録されたということにならう。

③ 長崎奉行所の審問

この後、長崎奉行所における正規の審問によって上のような未分化の認識・記録が、整理、定型化される。

口書の本質は奉行所による身分確認の取り調べにある。つまり日本人の入国を管理する唯一の機関である長崎奉行所の役割として切支丹ではないこと（漂流を装ってカソリック教の布教の目的で信徒が潜入することの防止）と密貿易の防止にある。したがって出身地への照会による身元確認、そして遭難以来、帰国に到るまでの異国での経験が、時系列にしたがい順を追って追求される傾向がつよい。

この原型は、すでに①にも見られたところである。と同時に若宮丸の漂流独自の問題もあった。本漂流は歴史的に見て、西欧系の諸国にたいする一番目の漂流であった。そしてその相手国は、日本と唯一、直接に国境を接しているロシアであった。さらに若宮丸の漂流民たちは、日本人として最初に世界を一周した経験者でもあった。このため奉行所の関心はその異文化体験にたいしてもむけられたのである。すでにロシア艦上での尋問が漂民の身元だけではなく、ロシア事情にも向けられていることは既に見たとおりである。

奉行所の口書は、通常の漂民口書の定型の三月二十九日付のもののに、第二部ともいうべき同年四月の口書を伴っている。他に内容的に同じで「丑四月」の日付をもつ口書が別に存在する。⁽¹⁵⁾ これは長崎奉行所が漂民の身柄を原籍地の役人に引き渡すさいに口書をも伝達する習慣があつたためで、与えられた長崎奉行所口書をほどんどそのまま祖述した口書が藩レベルで作製されたものと考えられる

④ 編纂物漂流記の成立——『環海異聞』

長崎奉行所の審問を終えた漂民四人は仙台藩に身柄を移された。身柄引取りの使者を出すように藩に指示があつたのは文化二年閏八月で、物頭・平井太夫、徒目付・窪田栄助らが長崎に赴き、四人を江戸まで連れ帰ったのは同年十二月十八日であった。まず二十日、芝の上屋敷で藩主臨席のもとに、病氣乱心の太十を除く二人が審問を受け、その後、命ぜられて同藩の蘭学者・大槻玄沢、志村弘強が愛宕下の下屋敷で十二月二十五日午後から文化三年二月まで約四十日間の事情聴取を行つた。この後さらに編集作業を行い、オランダの書物などによる考証を加え、文化四年初夏に完成したのが『環海異聞』（十五巻付録一巻）である。⁽¹⁶⁾ 大槻玄沢は、さらにキリスト教関係など公表を憚る内容にかんして別に『北辺探事』（二巻および補巻、付録）を編んだ。同書の巻末には「文化三年丙寅の夏録す」とある。⁽¹⁷⁾

⑤ 漂民の帰郷——炉辺談話型漂流記の成立

江戸における事情聴取を終え、文化三年四月に四人は帰郷を許された。直後の六月に津太夫が石巻の船主の家に来て、一夜、物語った内容を馬場安五郎が記録し、翌七月に寒風沢浜で佐兵衛の物語を聞いて追加したものがここに鉛印した「陸奥仙台領石巻米沢屋舩魯西亞漂流之事」である。

話者の津太夫、佐兵衛はもはや帰郷した身分である。改めて漂流中の経験によつて責任をとらされることはない。馬場安五郎がどのような身分の人物であったかは明らかではないが、対話していく緊張を強いられるような関係でなかつたことは聞書そのものが物語っている。要は漂流者がのびのびと異国の経験を語り、それに興味を感じた人物が筆記したものである。『環海異聞』と読みくらべるなら、むしろ津太夫の記憶は後退していく、たとえば帰路、サンドイッチ諸島へ立寄ったことについてまったく言及がない。その代りマルキーズ諸島の住民については好奇心にあふれた証言が残されている。そこから逆に津太夫にとって記憶のなかに定着していたものが何であったかが明らかになって来るようになる。

津太夫・佐兵衛談話の変形

『北狄事略』本「陸奥仙台領石巻米沢屋舩魯西亞漂流之事」のテキストを基準に据えるとそこから派生した諸写本の位置が見えて来る。大別すると二系列がある。その一是、抄本というべきもので、奥書と佐兵衛の談話部分を欠く。その二是、一に類似した抄本であるが、長崎でのロシア艦警備にかんする別史料や挿絵を加えて加工を施したものである。これを「流布本」とよんでおく。

〔その一〕抄本

- ① 「松平陸奥守様御手船ヲロシヤ国江漂流物語記」（故・渡辺慶一氏の旧蔵本）。奥書を欠くのみで『北狄事略』本と同一内容。ただし冒頭の地名「寒風沢浜」が理解できずに「寒風にて死亡」と誤写するなど、不適当な部分がある。
- ② 「奥州漂流記」（宮城県図書館）津太夫談話のみを載録し、佐兵衛談話と奥書を欠く。

以上の①②は同系統の抄録と理解できよう。

③ 小宮山昌秀（楓軒）自筆本『防海録』第一冊——「永井惣兵衛聞書略」（国立国会図書館）。永井惣兵衛がどのような人物かは明らかでないが、内容は津太夫らの漂流からイルクーツクまで、イルクーツクからモスクワ、ペテルブルグを経て帰国までの航路の寄港地、里程を摘録し、『北狄事略』本の津太夫、佐兵衛のイルクーツク、ペテルブルグなどにかんする風俗記事を抄録する。津太夫のイルクーツクにかんする風俗記事三十六箇条のうち五条、佐兵衛の風俗記事から四条を載せている。むしろ抄録の内容によつて一知識人の関心のあり方を知ることができよう。⁽¹⁸⁾

〔その二〕流布本

① 「寛政五年欧羅漂流記」

② 「魯斎亞視帰流記」（ともに北海道大学附属図書館北方史資料室）。津太夫談話をほぼそのまま収め、佐兵衛談話と奥書き削る。そして本文中に絵を数葉、加える。ヤクーツクにおける丸木小屋の絵、ペテルブルグにおけるオルゴールの図（長四尺、横一尺五寸程）と注記がある）、算盤の図、椰子の図などである。これは『環海異聞』の図を転用したように見えるが、馬場安五郎の原本に本来、含まれていた可能性も否定できない。その場合は『北狄事略』本が採録にあたって挿図を省略したということになる。

さらに津太夫談話末尾の「さてさて日本と云所は嚴重なる備也」と申けるなり」を受けて、レザノフの乗艦「ナデジエタ」の長崎入港にあたつての日本側の警備とロシアに与えた補給品についての記事を付け加えている。

「寛政五年欧羅漂流記」の場合を示す。

- 一、薩摩様 兵船三百艘 御人 三千人
- 一、筑前様 右 同断 右 同断
- 一、秋月様 兵船百五十艘 御人 千五百人
- 一、其外 御大名様 御出張節 長崎表の御備方 右同断

兵船はよろひもの冑に身をかためヲロシア船を取巻、幕をはり船中は一艘に幾ツともなくてうちんを付、陸には野陣

を構へ、是も夜中にはてうちんを付、海上より陸迄つゝき町家に到る迄もてうちん付、白昼のことになり、よつてろうそく長崎近国ともに売切、江戸大坂より大急にて被相廻御用立事由、私共恐れ入り申也。

一、ヲロシア船江相渡され候御品数にハ、

一、清米百石

一、醤油 百五十樽

一、酒 百挺

一、塩 三百俵

一、真綿 長持にて廿五棹

一、大麦小麦 八十壱人壹年間の絹分被下

この品物の一覧は、別に

「一、天草米 弐百俵

一、醤油 百五拾樽

一、真綿 弐千五百把

とするものがある。「御備え」についても写本によつて多少の異動がある。本写本が蠟燭不足をのべた後に「私共恐れ入り申也」と直接、漂流人からの談話を補つたかともとれる部分を含むことに注意する必要があろう。

この記事の原本となるような漂流民の記録は他には見出せないが、注(12)で示したように、主として長崎における漂民たちの状況を示した何らかの別種の記録が存在した可能性は捨てがたい。

(3) 「歐羅巴国漂流記」(国立国会図書館「漂流記叢書」所収)

一書をやめ、文章を追い込んで簡略化している。明治十七年写という奥書がある。ロシアの「ロバの図」という他にない図一葉をのせる。またマリケイス島の亀の描写に亀甲の小図をのせている。

(4) 「美津利国漂流記」(国立国会図書館「漂流記叢書」所収)

本書も一書をやめ、文章を追い込んで簡略化してある。平易なカタカナまじりの表記であるが転写の過程で誤記したのではないかと思われる箇所もあり、写本時期は比較的新しいのではないかと思われる。ヤツカウツカの条に家屋の図、ペテルブルグの条にオルゴールの図を、南アメリカの山龜の条に龜甲の図を入れる。

また卷末に「華夷通商考」の記事を抄録している。

本写本は、何らかの別の情報を加えた部分がある。ロシア婦人が麝香の尾を針箱に入れているという記事は「仙台アタリノヤシヤ話の言葉ニテ何ニナルベエ、日本ニモ銀杏ハナンボデモアル」云々とする。またペテルブルグにかんして「○此都ノ内ニ江戸深川程ノ川有、町内ニ大ナル石橋有テ此石ミカケ石之橋数四ヶ所有……」云々とするなど。

⑤ 「魯西亞直談」（宮城県図書館蔵『漂客談記』式 所収）。「魯西亞直談」は内題。末尾は「御備」にかんして「てうちんを付、陸は野陣にて夜中町家」で中断したままになっている。

⑥ 「異国漂流記」（宮城県図書館蔵）。柱心に「宮城県図書館蔵」とある野紙に楷書で筆写したもの。目録には昭和写本とある。底本は不明。所々、底本を判読できなかつたと認められる箇所がある。文中ヤコウツカの箇所に建物の図一葉をのせる。

⑦ 「漂流船帰帆夜咄記」（宮城県図書館蔵）南アメリカの山龜の龜甲の図が入る。頭注をつけ、考証を試みたり、考えるべき点を書き出したりしている。卷末は警護、支給品の後に帰国した四人の名を、

「室の沢 賄 六十壱歳／津太夫／茂兵衛／高戸 佐兵衛／佐太夫」
としている。文化四年冬露月の写本である。

「北狄事略」本とは異同がある。たとえば麝香の尾にかんする記事は「美津利国漂泊録」に近く「奥州にても島浜のやりばなしの言葉にてなんにしひいさ……」云々である。

⑧ 「露西亞國漂流記」（宮城県図書館蔵）内題「魯西亞漫遊記」。⑦ときわめて近い形式。卷末の人名も同じだが「佐太夫」の次に「寅ノ四月病死ス」とある。⑦⑧およびその変形としての④が馬場安五郎の聞き書の原形なのか、何らかの加工本なのかは今後の検討を要する。

(9) 「奥州漂流記」(宮城図書館)。表紙に「慶応四辰年写之。貸本無用 下□舍村 柳沢」とある。

馬場安五郎の奥書を欠くのみで、むしろ抄本に近いが、細部に異同がある。末尾は「此書ハ文政三辰〔マニ〕六月中石巻出役之節、津太夫より聞書留ス也。又、七月中佐兵衛より聞書事書加へ置候。」として馬場の名はないが、この佐兵衛の主人の娘が江戸猿町の者に縁組したので（その者を通じて）書加えたとする。本来の聞書が加工・変形される一例といえよう。

『俄羅斯紀聞』本「魯西亞國漂流記」の位置

ここでもうひとつ問題は、古賀洞庵編『俄羅斯紀聞』四集二に収める「魯西亞國漂流記」(自筆本・早稲田大学図書館蔵)の位置である。

この写本は馬場安五郎の津太夫・佐兵衛からの聞書と同じ内容であるが、文体が著しく違っている。奥書には――「此書の末に文化三寅年六月中、石巻出役のせつ、津太夫か夜話を聞、又七月に至り野深の湊に帰り佐兵衛の話を聞、書留たるよしを記しぬれど、その編たる人の名は見へす。

彼漂民等の魯西亞の属島より漂出し、其本地に入、後に王都に迎へられて国王の許しを得、長崎に送り帰されし事の本始ハ仙台侯の侍医、大槻質茂か津太夫らを質問して著せし環海異聞に明らかなり。

此書嚮に写して藏するといへとも、次第に其始末を聞せんには此書も又一のなるへしと、文政八年乙酉の七月末つかた、東都の逸民星野基介、竹源居における斯写し卒ぬ」とあり、成立の事情は明らかであるが、星野某が入手したテキストにはすでに馬場安五郎の名を逸していたことが判る。

またこのテキストには明らかに錯簡があつて、イルクーツクの風俗記事の途中、吉郎治の葬儀でロシア人たちも「袖を濡らしける」という部分と、一行がイルクーツクを急に出立するさいの「袖を濡らしける」という一節が混乱し、葬儀→出立→イルクーツク風俗記事の後半、という体裁になつてゐる。古賀は書写にあたつて『環海異聞』を参照して注釈を加えているが、底本の錯簡には言及がない。内閣文庫蔵の『外国叢書』第十八冊に収める「露西亞國漂流記」が、錯簡や奥書を含めて、まったく同じ内容の写本である。

北大の『北方資料解題』は『俄羅斯紀聞』の「魯西亞國漂流記」を『北狄事略』本の推敲本かと推定しているが、私はこの見解を知らない。馬場安五郎とは言葉づかいの体系が違っているのが決定的な理由である。より美文調になつてゐるが、内容的に津太夫なり佐兵衛なりの経験について『北狄事略』本に付加されたものは何もない。一例をあげる。

「されども頭は斬髪にして身には鳥の羽又ハ獸の皮を着し、其容貌の怖しき事、譬ふへきなし。是世に云所の鬼力島なるへけれハ、陸へ上れ忽ち彼鬼等に捕へられ、餌とならんは必定なり。これら乃事は知らすして本邦に在る親兄弟妻子は、今日は還りくるや明日は戻るやと帆の影を見る毎に、海辺へ出て待恋らんと思へは悲しさやるかたなく、又々肉も鬼の為に喰ほれなんとおもへは戦慄として歯の根も合す」。これは『北狄事略』では五丁裏から六丁表に該当する。読物としての文飾が加えられていることは自明であろう。

これをも「炉辺談話型」とよべるのかどうか、私はかつて提唱した三類型の他に、この種の娯楽用に変容した事例を別の類型として立てるべきではないかと考えつつある。

注

(1) 『世界を見てしまった男たち』(文藝春秋 一九七八年、改定版 ちくま文庫 一九八二年)で最初に提案。のち『国史大辞典』第一巻(吉川弘文館 一九九二年)の「漂流記」の項目で再度、提言している。些事ではあるが、同辞典では「美津利国漂泊録」の名を誤記している。一九九六年の索引編刊行にさいして訂正しておいた。

(2) ここで「基本的に無筆」といったが、これはいわば制度上の表現であつて必ずしも実態をさるものではない。仮に漂民が現実に文章表現力をもつていたとしても、口書は官の権威のもとに官によつて記述されることが前提になつてゐる。現実と制度の乖離が——たとえば当主の死を隠して相続を願い出、それが認定された段階で死を発表する「末期相続」のように——公然と認められていた社会において記録によつて時代を計ろうとするのであれば、このような事実も視野に入れておく必要があるだろう。

炉辺談話型漂流記の形成について

(3)

経験的に口書と編纂物の別があることは広く認識されていたが、漂流記を分類しようという試みは、吉岡永美『漂流物語の研究』(北光書房 一九四四年)が甲型、乙型、甲乙折衷型の類型を提示したのが始めであろう。漂流それ自体を主としたものを甲型、漂着して後、送還されるまでの「異国異聞の珍奇に、驚嘆好奇の眼を注いだ類のもの」(同書一九五ページ)が乙型である。他に筆者は口書、取り調べが終わってから漂民と直接面談して書き綴つたもの、また聞き、漂民自身の執筆、小説の形式、將軍または藩主の特命による公撰の六類型をも想定している。

著者の肩書は善隣協会主事、善隣高等商業学校教授であるが、じつは本書は吉岡の東京帝国大学法学部の同期生であった福本和夫の著作である。福本は戦前の一時期、日本共産党の指導者として大衆と知識人の分離を説く「福本イズム」によつて著名であった。検挙後、保護觀察下にあって無聊をなぐさめるため執筆し、同期生の名を借用して出版したことを戦後、自ら回想している。

本書における日本精神の強調などは、戦時下で転向者が綴つた書物にありがちな態度として容認できるが、史料をあつかう上におけるある種の観念優位に、社会運動における福本イズムの位置づけと関連してある種の感慨を抱かせるのは私の感傷であろうか。なお福本は本書に第二部にあたる研究の稿本を完成していただが、所在は不明である。なお福本は晩年、藤沢に住んだ縁故で没後、蔵書は神奈川文学館に寄贈されている。

(4) 北海道大学附属図書館北方資料室編『北方関係文献目録』では、馬場を仙台藩士かとする。おそらく「石巻出役」からそのように解釈したのであろうが、私は「寒風沢帰着」の主体も馬場安五郎と解するので、この解釈をとらない。仙台藩士で馬場姓は少なくないが、文化期の藩士名簿からは馬場安五郎の名は見いだせない。

(5) 寛政五年十一月十一日付の送状による。漂流民四人は、船頭平兵衛が江戸御用物として仙台藩から雑小間木四百本の運送を請け負った旨を記した送状を保管しており、長崎で最初にロシア艦と接触した役人に提出した(文化四年の序文をもつ松平忠明の世相見聞録『落穂雜談一言集』卷二十八。内閣文庫蔵の写本)。

(6) 「松平政千代用木、雑小間木四百本、并壳米千百石」(口書・『通航一覧』卷三百十八)。「御用木、雑小間木四百本、并御米二千三百二十二俵」(『環海異聞』卷之二)「江戸御用物雑小間木四百本」(送状)。注3参照。

(7) 「風一向無御座候に付、東名浦江汐繫り致し候」(『環海異聞』卷之二) 東名に寄港した理由をのべたのは本書のみ。

(8) 広野で停泊中、東寄りの風が湾口から吹き込むため停泊不能に陥ったため北へ帰ろうした事実は「陸奥仙台領石巻米沢屋船

魯西亞漂流之事」のみに記す。

- (9) 號名の比定は加藤九祥『はじめに主張 | 四回した日本人』(新編續書 | 丸丸)が記す。
- (10) クルーザン・ペトルンの航海記の翻訳であるロハト船長(キハタ・ペトルクルタ、一八〇〇年)が記す。もじめなかつた。

東洋文庫に藏する「イタ語版 Adam Johann von Krusenstern; Reise um die Welt in den Jahren 1803, 1804, 1805 und 1806 auf Befehl Seiner Kaiserl Majestät Alexander des Ersten auf den Schiffen Nadeschda und Newa unter dem Commando des Capitäns von der Kaiserl. Marine A. J. von Krusenstern. 3Bde. St. Petersburg 1810-12.」と並んで
 玉坂だが、本筋に遡るべくみなわざり。別にロハト語、イタ語版共通で六回の地図集 Atlas がある。(地理 | 一八〇〇年玉坂があるが、本筋図書のロハト船長玉坂には一八〇〇年玉坂の記載がある)。
 もたシドリ・カ・カーベルト・トーナーのイタ語からの英語版を適宜、参照した。また

Adam Johann von Krusenstern; Voyage round the World, in the years 1803, 1804, 1805 & 1806, by order of His Imperial Majesty Alexander the first, on board the ships Nadeschda und Neva, under the Command of Captain A. J. von Krusenstern, of the Imperial Navy. in Two Vols. Translated from the original German by Richard Belgrave Hoppern, Esq. London, 1813. Rep. in Biblioteca Australiana #38 Amsterdam & New York, 1968. がある。
 ロシア海軍の制度はイギリス制に依拠しておらず、階級の階級ではロマントナム(副官)、クロメル(佐官)の別々の階級における先任順の規定はない。艦船は日本帝国海軍の制度とは対応しない。クルーザン・ペトルンの地位を仮に海軍大佐としておこう。

- (11) 世界一周の意義にかんしては拙稿「日本人最初の主張 | 四回した男たち」所収)、加藤九祥『初めて主張 | 四回した日本人』。

- (12) 『漂流人魯西亞語』原本、内閣文庫。大小阿蘭陀通語、町方、勘定方九人の連署がある。また『我羅斯船之記』(原本、内閣文庫)にもほぼ同文の記事がある。なお『通航一覽』卷一四七十五には長崎入港から検使の派遣、漂民のロシア艦上での尋問および用書不明のおも載せ「長崎通詞方より流布せり、其節の書留し見る」と注記してある。このいがいれば注記おもじふべきだ。

炉辺談話型漂流記の形成について

(13) 「文化甲子魯西亞船渡來記」(内閣文庫、写本)。

(14) 宮崎成身『視聴草』三巻九「異国船漂着二条」のうち「俄羅斯國江漂流之者口書之写」(内閣文庫所蔵史籍叢刊 特刊第一の『視聴草』三、一九一ページ以下〔汲古書院 一九八五年〕)および筆者がコピイを所蔵する「魯西亞國江漂流申口訳 附渡来海路諸蛮話」。後者は十年ほど前、長崎の一旧家から出た文書の由だが、その後、筆者にコピイを提供した仲介者の所在が不明になつたため、原蔵者が確認できない。附録の「渡来海路諸蛮話」を欠く。

また東北大學狩野文庫の「漂海叢書」第三冊に収める「魯西亞江漂流人口書之写之事」も、日付が「文化二年丑四月日仙台漂流人申候有之通写之」とはあるものの、内容的には上記の一「口書とはなはだ似ていて」。

(15) 「魯西亞漂流記」(宮城図書館、写本)〔内題は「異国江漂流仕候陸奥國之者四人口書〕や「魯船渡來并漂流者口供」(東北大學狩野文庫)もこの系列の「口書とみられる。

(16) 大槻玄沢・志村弘強『環海異聞』序例附言。石井研堂以来、多くの鉛印本があるがここでは内閣文庫蔵本を底本とした松本つよし・岩井憲幸解説『環海異聞』(八坂書房 一九八六年)に依った。

また北海道大学附属図書館北方資料室は石井研堂が『漂流奇談全集』に用いた底本を蔵している。古書店で入手した写本に朱で加筆し、そのまま活字印刷の原稿とした形跡が歴然としていて興味をそそる。

(17) 大友喜作編『北門叢書 第六冊 北槎遺聞・北辺探事』(国書刊行会・復刻版 一九七七年)。

(18) 『防海錄』は『国書総目録』に掲載されていない。『帝国図書館冊子目録』第四冊(大正)所載。おそらく帝国図書館の購入時期が遅かっただけ、『国書総目録』の調査に漏れたのであろう。

(補注) 本文校了後に、池田皓氏が『異国漂流記』(別名奥州仙台領石巻村船主魯西亞漂流記)という一本を所蔵していることを知った。同氏訳の『環海異聞』(雄松堂出版 一九八九年)解題三一六ページ。

北狄事略 四「陸奥仙台領石巻米沢屋船魯西亞漂流之事」(鉛印)

内閣文庫蔵の「北狄事略」(十巻十一冊)のうち「四」(巻三下)の全文を下に鉛印する。原本は田安家旧蔵本で四つ目綴、美濃版、半丁九行。各行が十八字内外の端正な御家流で書かれている。一書である。

天理大学蔵本、北海道立文書館本もほぼ同一体裁である。三本ともにテキストに本質的な異同は認められないが、内閣本と天理本とに比べると道立文書館本がやや文字の異なりが多い。なお東北大学狩野文庫蔵本は、卷一に該当する部分を省略した抄本で、開拓使の野紙を用いている。底本は他の三本のどれとも違うようである。やや転写の誤りが目立つ。他に目録上、京都大学図書館に一本があるが、未見である。

鉛印を許可してくださった国立公文書館（内閣文庫）に感謝するとともに、閲覧にあたって丁寧にお世話をいただいた上記の諸図書館および北海道大学附属図書館北方資料室、宮城図書館に感謝する。またテキストの校訂を助けていたいた入江曜子氏に謝意を表したい。

適宜、句読点、改行を加えるとともに、文中の漢字は当用漢字に改め、変体仮名は仮名に改めた。「……」としたのは割注である。また底本には丁づけないので検索の便を考慮して「1-a」「1-b」……の符号を挿入して「一丁表」「一丁裏」……の区切りを示した。

戊辰銷夏記 三之下

藏用老人纂輯

〔内題〕

一 陸奥仙台領石巻米沢屋船魯西亞漂流之事

☆ 底本とした「北狄事略」では巻首に目録を置き、それぞれ内題を立てるが、本巻は全巻が「陸奥仙台領石巻米沢屋船魯西亞漂流之事」なので目録が内題を兼ねる。よって一書の体裁をとる。北海道立文書館本には「一」なし。

〔1-a〕 陸奥国仙台領牡鹿郡石巻米沢屋平之丞船若宮丸、寛政五丑年十一月廿七日石巻川口出船、同月廿九日より漂流。同六寅年五月十日ヲロシヤ国漂着。船頭水主十六人の内、船頭平兵衛并水主貳人、都合三人此国にて病死。残十三人の内九人彼國江止り、四人ハヲロシヤ国より八十壱人乗の船にて長崎迄送届られ、享和三亥年六月十日、ヲロシヤ国の都ヒゼリボロカキいへる所を出船して文化元子年九月六日〔1-b〕長崎着船して同三寅年二月帰国せし水主四人の内壱人、

寒風沢浜津太夫と申もの船主平之丞方へ見舞に来て夜語いたせしを聞書するすのみ。

☆ 厳密には「石巻川」というものは存在しない。北上川河口（現旧河口）か。

☆ 「二月帰国セシ」仙台領への帰還時期を示した唯一の記事。

☆ 寒風沢（さぶさわ）塩竈市寒風沢町寒風沢。松島湾の島。

〔2a〕一 寛政五丑年十一月廿七日石巻川口出船東名浦に入津。同廿九日戌亥風にて同所出船走登り候所、空俄に替り西風強く吹候ニ付、岩城領廣野と申所に碇を入、船繫居候処、十二月朔日、辰巳風強く吹、高浪立、此所に不能居事。碇を巻揚、國元迄帆いたし度、颶戻候処、其夜九ツ時北風に吹変し、順風に相成、船取直し登走り致候処、又々辰巳風に相成、大風大浪立、船横になり、大浪〔2b〕二三度打重り、船中種々相勵候内、楫折れ、更船横になり頻に浪打込。

☆ 東名（とうな）宮城県成瀬町野蒜の旧地名。成瀬川河口より西寄り。現在、二万五千分の一地形図「小野」に地名とJR駅名が存する。

☆ 広野（ひろの）福島県双葉郡広野町、陸前浜街道の宿駅があつた。

☆ 風（はしる）。帆走の意。近世海事用語。この字の原義は「帆」のこと。

不及是非、檣伐捨、免穀糧米等刎捨、船足を軽め候得共、不得止事、大浪立身命難計、船中の者とも髪を切、諸神へ立願いたし命限働候得共難凌。無據御米八百俵程も刎捨候得共少しハ船中身持能相成候所、同月一日、西大風強く、同三日大浪立、船中へ數度浪打込、同四日、五日同風吹流され、東西南北に一切山のミへさる遠沖へ流れ候〔3a〕故、乗組一同太神宮へ立願いたし、御闇を戴候所、百七拾里沖と有り、船中の者共、力を落し此上ハ楫檣なけれハ外に詮方なし。船を丈夫に囲ひ、来四、五月の頃何卒日本の地へ漂着致事諸神へ祈外無し。夫に付ても船囲ひ大切也。船中取行付、浪打込まれざる様に囲ひ漂流致候処、同八日より浪風強く、同廿五日迄、浪風静なる日も無し。同廿六日、大風吹立、既に破船にも及へき躰故、皆々今日かかぎりの命と〔3b〕あきらめ居候得は、船は尚々沖へ流出る故、たらせを二房引〔たらせとハ桧綱ヘ米俵六俵結付、海上船にて引也、舟の流れふかく取様する事〕太神宮を祈、御闇を戴候得ハ式百七十

里沖と有り。

☆ 免穀^ハ不詳。上荷として積んだ私的貨物としての穀類か。最初に捨ててていることも、これを裏付ける。

☆ 六俵^ハ天理本「数俵」。

夫より寅年正月十一日、大風浪立に相成、船の艤を打破られ、はつを落し「はつといへるハ水桶の事也」又、櫓を打破られ、船中垢水三、四尺程溜り、昼夜汲出して麻綱にて船を数ヶ所結巻、夫々御闇を戴けるに五百里沖と有。

☆ 夫々^ハ天理本「又々」。

夫より三月十七日迄漂居候處、呑水一圓無し。船中餓死すへき躰になり候〔4a〕故、船中乗組一同海中より汐水汲揚、こりを取、身を清め、天を挾し祈候得ハ、誠はけたき事にて晴天俄に曇り、雨降出たる事常ならず。

☆ けたし^ハけたい（形容動詞）の転か。けたい（封体）が悪いの略とも、「希代」の変化した語ともいう。奇妙な、不思議な、けつたいな。

船中にて桶鉢不残取出しならへ置、水思ひの伝に戴き、既に入物に水餘り外に入物なしと申候へは、俄に雨はれ候故、海面を四方見渡し候へハ海上の水色替りて見へける故、四月朔日より毎日御闇を戴き、陸地へ何程有やと里數を伺ひ候へハ三百里或ハ武百里、〔4b〕百四、五十里と日々に陸地へ近くなり、五月九日に御闇を戴き候へは十五里と有ける故、船中大きに悦ひ、翌十日、西の方に雪の高山を見請、船中一同寄集り、何国の山にてあらんと色々評義しけるに、何れも見馴ぬ雪山なれば日本にてハよもあらしと、再ひ是を愁ひ、兎や角、間を取る内に山々次第に近くなり、何国ともせよ此地へ揚らんと評議を極め、碇を卸し元舟も掛置、米を〔5a〕三俵心懸ケ、伝馬舟に乗移り、小嶋の有ける所に伝馬を漕寄、近辺を伺ひ見るに、人の住ふる躰にも見へす。

是非なく其夜を明し、翌十一日朝に元舟見届候へははや其夜中破船いたし、みなく力を落し、夫々日本なるか外國なるかと御闇式本書て戴けるに、外国と有。又人里へ何程隔候やと御闇を戴候處、道法五十五里と出ける故、伝馬舟に乗り、同十二日迄其岸に続き人里を尋ける〔5b〕に人の住ける所も見へす。三十日余の間、順風の時は走り、向風の時は櫓をおし、又浪立に相成、雨降る時は浮を見合、伝馬を陸へ付、野宿をいたし段々尋見るに、六月三日に人のやう

なる者遠目に見ゆる故、少し伝馬舟を岸へ寄せ、能々見候へは人之姿は、天窓は残裁ザンキリにて衣類は鳥の羽惣身より生たることく也獸の皮を着し、さながら人とは見へす。

☆ 浮=原義は水音。日本では「凪」に通用する。『環海異聞』卷一に「なぎの時を見計らつて」の意味で「浮を見合せ」の用例がある。「猶に出るは、なきの日を見合せ出候故」云々。

是必鬼ヶ島なるへしとおもひ、「6 a」船中きもをひやしおそろしくなり、此地逃行んにも行先も知らす何国へ行事も叶ハされハ、如何はせんとおもへとも、岸へ乗付、鬼の餌食になる事の悲しくあれハ、我国の親兄弟妻子の事を思ひ出し、たがひに顔を見合せて皆一同に声をあけて泣かなしみければ、良有て彼島の人々男女十四、五人集り、手招き致ける故、猶もおそしく思ひ、陸へ上りて「6 b」善惡の御闇を戴けるに、苦からずとあり、何にもせよ、あからはやと舟を磯へ寄ければ、彼人々集り、伝馬舡を磯辺へ引あけ何やかやいへとも更に言語不通にてわからず居候得ハ女とおほしき姿のものハ水なと持來り、或は焼魚を持來るも有、男は薪を集めて浜辺に火を焚き、色々と心を尽し介抱いたし呉る様子なれば、是にて安堵いたし、誠に姿と心ハ大ニ替り、「7 a」日本の人及びハぬ眞跡、恥敷程の有様なれハ、漸生たる心地こそ有ける。

其夜ハ濱にて夜を明し、翌四日、其人々の住家へ行けるに、皆く大穴に住居けり、穴の廻りに木を立、土草にて屋根をふき、其穴の内を見れば、鳥獸の骨多くあり。是にて再び驚しか、彼人々の食物ハ五穀一粒も用ひず、魚鳥獸斗喰しけり。此所ニ逗留する内に、六月八日、船頭平兵衛病死す。「7 b」醫者もなく薬も用ひず、むなしく死する事のいとあわれなり。皆く一同に袖をぬらし、是非なく此地に葬けり。

三日程居候内、年頃五十斗の男壱人来て、何か色くものをいひけれども、一圓わからざれば、此男工風の顔見へけるに良有て此方々乗り行候伝馬舟へ乗り、小棹を二本立てあつかい致候間、此方にも工風致、是ハ定て元舡の檣壱本立か式本立かの事にても「8 a」有やと心を付候故、小棹壱本立て見せければ彼の男うなつき、日本かと申し候。漸此時一言わかり申候。夫々彼男弥増ニ念を入れ取扱呉候て、同六月十三日彼男伝馬舟に乗り私とも十五人同舡してヲロシヤ人の居る所へ案内をいたし、夫よりヲロシヤより来る商人舡の居候所へ渡る。同廿二日其所を出舡。〔☆八字分空白〕

初て揚りたる所ハ島にて大穴を住居とし衣類は鳥獸〔8b〕の皮を着し、鍋ハ瓢形の赤銅也。椀ハ海中に流れし寄木を彫て用ひ、魚獸斗海汐にて煮て、常の食とする也。火ハ天火をもとり、又石鎌をも用る也。頭にかむり物もなく、はき物もなし。長六尺余の人也。此所にてハ人の事をアリヲトといへるなり。此島よりナカツカへ丑寅と走り道法二十七八里あり。「ナカツカはテンテライの内にして小名なり」

☆ すなわち原住のアレウト族。

☆ ロシア語では地名、とりわけ島名、半島 名などには前置詞「ナ」Haをつける。したがつてここではアツカ島および同島東北端にある同名の港を指したもの（加藤九祚）。

一 ナカツカヘ寅六月廿三日着、同廿四日此所出立、〔9a〕此島ハナリヲトケと同嶋也。人物食物衣類道具等も同事也。是より

一 ランデライツケ江七月六日着す。此所ハヲロシヤより代官来りて支配するなり。

ランデライといへるは島の惣名也。当着致せし所をヲ、ストロといふ。ツケといふハ人云事也。人の姿も同じ事也。海中の獸物多あり。アザラシ。ラツコの類也。此皮を買求にヲロシヤの都ぢ〔9b〕商人船壹艘来て居也。食物ハ魚物斗也。鱈多ありて、鮭鱈の類もあり。日本にて見馴ぬ魚あり。

☆ アンドレヤノフスキ諸島。島名の由来は一七四六年に発見したロシアの毛皮採集人アンドレヤン・トルストウイフの名。

☆ 傍線の句点は原文の「。」

此島に寅七月より卯四月まで逗留す。彼商船の船頭云ひけるハ、日本の食物と違ひ魚類斗喰候故、自然と人の色悪くなる也。我等ハ此嶋に三ヶ年居て諸の皮を買調申也。当年まで壹年半居て商物調へ船に積入候事、半途なれども日本人長く此島に居〔10a〕てハ壹人も助るましとて夫より獸物皮の交易をやめて、其商ひ船に我々拾五人を乗、卯四月四日出船す。此海上道法四百里余。丑寅を走。

☆ 彼の商船の船頭ハ「環海異聞」ではエストラズ・イワノイチ・ガラロフ。正しくはエウストラト・イワノヴィチ・デラロフ

此商ひ船頭の志し誠に深切の極、うれしく思ひし也。人は欲に募り殺害の悪心も起るならぬなれとも、彼人々の姿有様ハ蝦夷におなし形なるにヲロシヤ国ノ都より此所まで道法凡壹万九千里余の所へ來り、日本人を助けんと商ひを「10b」半途にして國に帰る志しを考へ見れば神か佛と思ひ、ミナクおもハすうれし泪を流しけり。夫より

一 サンパンビヤウヘ卯四月廿五日着。此所にもヲロシヤヲ代官來て支配す。此所の人も衣食住同事也。何れも魚斗食して穴住居なり。獸物の皮多出る。

☆ サンパンビヤウニ聖パヴエル島。プリビロフ諸島に屬す。

此所の海上にて暮六ツ時、日輪西へ入給ひし刻、東の方を見れば、曉六ツ時の様に東の空「11a」ほのかにしらむ也。斯のことく成事何故と人に尋しに、此所ハ世界の北に寄たる國なれハ日輪南の奥に片寄て通り給ひ、西南の間近故に斯あらん。故に極寒國といひし也。

翌廿六日、此所を出船してアミセイツカ江未申と走り、此道法千三百里余。

一 アミセイツカ「ツカといへるハ日本にて都といふ事也」

☆ アミセイツカニアムチトカ島。

此所へ五月十二日着。人の風俗諸事前に同し。ヲロシヤヲ代官來て支配する也。此所へ伊勢「11b」白子幸太夫船流付し所也と云。船頭幸太夫水主も此地に三年居候由承りて何となく物あわれになつかしくなりて、そぞろに泪を流しけり。此所を出船してカムサスカへ申西と走り、道法千三百余里。

一 カムサツカ。

此所へハ船寄せ不申。同所よりヲホコツカまで道法千貳百里余戌走り。

☆ カムサツカニカムチャツカ。

一 ヲホコツカ 是もヲロシヤヲ代官來て住す。「12a」此所へ六月廿八日着。小川へ船乗入、此川にて諸國の商ひ荷物船へ積立る湊也。家数三百軒ほどあり。

☆ ヲホコツカニオホーック

家作ハそ木にて作る也。ヲロシヤ国へ来て木にて家作せし事を此所にて始て見る也。家作ハそ木を井桁に組立、其上に大きそ木を並へ、土を貳尺程に厚く置て、小屋組をして厚板にて屋根をふき、木ハ松櫻斗なり。桜に花咲事なし。寒國なれハ雨戸ハ三寸程の厚板也。障子ハひるとろなり。

☆ そ木＝「粗木、素木」の義か。

〔12b〕食物ハ魚獸ハ勿論、大麦小麦をかしいて用るなり。椀ハ寄木を彫て用ひ、膳ハ飯台なり。此所に十ヶ月逗留して辰四月四日出立、是より陸地を通る道法千里余、此間に人家一圓なし。私共五人へ案内壱人付添、馬三十疋出、喰物を付、又五人共に馬に乗り、夜ハ野宿いたし道法七八百里ほども行候得は彼馬共十疋程死して大難儀をいたし、千里の道中をしてヤツコウツカへ着す。〔此千里の道中、日本人十五人〔13a〕三度に五人ツ、出立到せし由。此本文ハ津太夫書也、又佐兵衛と申せし事ハ奥にあり〕

☆ ヤツコウツカ＝ヤクーツク

☆ 津太夫書也、又佐兵衛と＝天理本「津太夫か嘶也。又佐兵衛か」。この方が意味は通りやすい。

一 ヤツコウツカ ヲロシヤ国支配にて代官住ス。

此所へ六月五日着。家数貳千四、五百軒程もあり、家作ハ同断也。食物ハヲホコツカより少々能見へ大麦小麦也。

此所にて水主市五郎と申もの病死す。則此地に葬るなり。たとへ死たり共夢にも見す、嘶にも聞さる國へ死骸を捨置事のいとあわれに思ひ、又衆々も斯のことく成はてんと我身〳〵の事を思へハ、又うた〔13b〕てもかなしくなりて皆一同に聲を上けて歎きけれハ彼國の人々言葉ハわからねと、実情のうつりしや、ともに袖をぬらしけり。

☆ 市五郎と申もの病死す〔『環海異聞』では、ヤクーツクの病院に入れて残し、後になつて死去の報を得た。〕

此處に一ヶ月程逗留して同年月五日出立する也。此道中ハ村々多有て宿継にて通る也。

此村々の内にトノユウスアユウチイと云所の人々の姿形ハヲロシヤ人のよふならず。大きに別也。衣類ハ獸の皮なり。此道中ソリと云物に乗り、馬にひか〔14a〕セ通る也。道法二千五百里余有也。村々多けれハ委敷事をおほへす畧す也。

☆ 傍線の句点は原文の「。」

一 イリカウツカ 是もヲロシヤカラ代官来住。

此處へ十二月廿四日着。家数三千四百軒有也。繁花の地也。私共十四人、代官より申付られ、日本の通使する人の所に居る也。

☆ 通使＝通詞。この日本語通訳とは、伊勢神昌丸乗組員で帰化したキセロフ新藏。

此所へ着、則代官より私共衆人一ヶ月分扶持かたとして金三枚ツ、被下。其外十四人不残、衣類共々下され候也。此所の衣類ハ天鷲絨、「14b」羅紗、何れも縫詰也。扶持方ハ八ヶ年内被下候事。

☆ 衣類共々＝道庁本は「を」。

☆ 縫詰＝衣類の裾を和服のようにはだけず縫い合わせてあること。

一 食物ハ大麦小麦の類は餅にいたし、朝夕是を用ひ、菜物ハ豕羊魚類、塩にて是を煮て奈の油をさして塩梅をし食す也。朝夕餅斗。喰時ハ椀を用ひす、手の平に置て食すと也。又総の獸類煮て食する時ハ椀に入。膳ハ飯台也。瀬戸物ハ至て廉物に見へ日本相馬焼に同し。上物「15a」瀬戸もの類ハ他国カラ来ルよしにて、秘藏する也。

☆ 奈の油＝「豕の油」（道庁本）。

一 塩ハ山奥の井戸カラ汲。是を煮して塩とす。味噌醤油ハ一切なし。

一 酒ハ麦にて清酒を造り、風味ハ殊の外辛し。醉も甚して、其外銘酒種々売物に有。他国より来ル也。私とも仲間の内佐兵衛と申もの濁酒を麦にて造り、是を商ふて渡世致せし所、日本流の濁酒風味も格別也とて能売て錢もふけいたせし也。

〔15b〕一 米ハ一切なし。大麦小麦を畑へ作る。然共、やしなひをする事もしらす、故に麦の穂至て小穂也。畑ハ多く有、麻類ハ沢山に出る也。鍬を用ひす鋤斗也。「麦を蒔、植付事、日本の様に敵を立す。平一面にまくなり」

一 銘酒渡る國ハ イシソンフシノと云。味醂酒、三年酒、九年酒の類也。

☆ イシソンフシノ＝「イシハンフシノ」（天理本）。イスパニアのこと。

一 家作ハ長十二三間、横六七間程あり、商人の家ハ石造り也。家建る間數丈ヶ地面を「16 a」深く堀りて四方を石にて堅く地行として、其上へ井桁に組上ケて作る也。軽きものハ木にて家を作り、身上善能者ハ家廻り柱とすへき所、石にて築上ケ、鍛にて巾三、四寸位ツツの貫を通し大丈夫成普請也。人足工数を積れハ大造成事なり。

一 大根人参ねき杯も有り、牛房茄子ハなし。
 一 此国人、昼夜腰を掛て居、夜ハ床ニ上りて寝る也。夜具ハ表ハ羅紗の類、裏に獸の「16 b」皮を附る也。高位の人ハ ソウフリと云。又中々以下の者ハ兎の皮を附也。敷蒲団ハ羅紗、裏ハ皮也。中に鳥の羽根を入、厚サ一尺余也。殊の外温なり。

☆ ソウフリ＝貂

一 枕ハ長三尺程、獸の皮也。中に鳥の羽を入、長三尺ハ夫婦式人定法也。独身者ハ長式尺の枕也。枕の長短を定置事、國の掟なり。身を慎ミテ妻を持、子をもふけ家業を元として夫婦目出度く命ながらヘ、長き枕を並ヘ「17 a」式人寝る様にと帝王よりの勅定を以、斯のことくなり。

一 縁結ひにハ、先に寺へ行て和尚を頼ミ縁組せんとおもふ女又男の次第、能嘶致候得は和尚男女を呼て曰、汝ハ其娘を妻にもらひ一生連添、家業を送らんと思ふかと問ひ、男答て成程仰の通、あの娘なラは女房にいたし度と願ふ。然らハとて女に向ひ、其方あの男を夫にして一生貞切にして勤め栄んとおもふや、女「17 b」答て成程、仰の通、夫に致度といへハ、其時、和尚寺の本尊へ向ひ何か唱て酒肴を出し、敷物を敷て、その上にて盃事有、女の呑残したる酒を男にのませ、男の呑残したる酒を女にのませ、婚礼の式相済て、日ハそれ斗りて、翌日より親類朋友呼集め四日の間振舞をし、殊の外念の入たる事共なり。

一 人生れて則、他の人を名の親と頼ミ、其人の名の頭字と実親の頭字と取合、是ヘ「18 a」市を付、人の名とする事、國の風俗也。私共宿の主ハ ヨユロイロノ市といひし也。

☆ 「市」はすなわち父称の「スイチ」。

一 夫婦の内、夫死すれハ妻ハ一生夫を持す。夫ハ妻死すれハ一生女房を持す、独身にて暮事也。独身にて暮す者ハ生

涯人の交り下人の類におもハるゝ事也。故に枕の長短、定め置事也。

一 正月ハ元日斗酒肴にて祝也。又年越とて出生の日を男女ともに殊の外、祝ふなり。

〔18b〕 一 日本水主共申合、十一月大晦日に玄米貳合五勺買調へ、翌正月洗米にいたし天照太神宮并年徳神、船魂神へ備へ、其外の諸神へ獻て、彼貳合五勺の米、錢両ニ六貫文の割にして六百文に當る也。彼國にてハ四十文に買調へ、米は一粒も熟せず、他國もはるか遠国より商売に来る米なれハ斯のことく高直なり。故に大病人などへ粥に煮て喰させ、貧者ハ用る事不叶、哀なる國なり。

〔19a〕 一 此所に大川有、三日路程川上に大なる沼有、此沼にて種々の魚を漁なり。日本の魚とハ品替り、異形にして嘶マミにも伸カタシかたし。

一 医師ハ病人を療治する時ハ藥を口より一切呑せず。水薬を肛門より指に入る也。万病ともに斯のことくして肛門より管を以て吹込、療治する也。

一 此所の男の長六尺程、女は少し幼し。衣類ハ中より已上、高官の人ハ日本にて唱る蝦夷錦と〔19b〕いへる物を着し、又ハ中唐より渡る珍物也とて木綿を着す。中より已下の人は用る事不叶、高直なれハ也。地の悪敷下木綿一反といへるハ長三尋三尺程有、此国の金にて三枚余に調也。上木綿ハ莫太に高直なる物也。中ら下官の人ハ羅紗、天鷲絨の類を常服に着する也。染色は品々模様多し。

一 代官所にて下役に召仕ふものをサウタと云。是ハ日本の足輕の様なるもの也。又カサカと云ふ也〔20a〕ものあり。是ハ小人同心の様なるもの也。此者脇指の様なるものを一本さし、鞘ハ獸の毛皮なり。高官の人ハ剣を一本さす也。金銀作り美を尽したるもの也。

一 女は上下ともに耳に輪を懸る也。金銀の細工またハ水晶の細工もあり、至て見事なり。

一 日本人仲間の内儀兵衛と申ハ金主を求て利分ケにして商内を致、其外の者とも思ひくに得手勝手を以、或ハ家普請の日雇〔20b〕人足、遠方へ行て漁沙の手間を取、津太夫ハ網を作り、何れも賃錢取の仕業也。網ハ日本と同じ、浮木ハ丸し。ヲロシヤ人の仕業ハ何事も手ぬる也。煙草休などする節ハ日の暮もかまハス、うつとりと煙草を呑て居な

り。夫故私ともハ、ヲロシヤ人の三人まへツ、ハ皆く働き申候。此所に八ヶ年暮す内、代官より扶持方ハ其日く間に合候程銘々へ被下也とも、衣類着用可致程なく、よつて斯のことく〔21a〕業をいたし下直なる物故に羅紗、天鵞絨を買調へて着用致セし也。其内にも丈夫なる物故に羅紗ハ縫詰に仕立、貢仕業の働き着に致セし也。則、今度持來御目にかけ候通也。

一 寒中ハ惣身獸物の皮着し、天窓より顔まで狐の皮をかむり、目鼻口斗穴をあけて寒氣を凌き、翌年春夏の頃、順々長閑になり候節、眼口の淵^(マヤ)、鼻の先など寒氣あたり色黒く成て朽ちル故、薬をせんしぬりて〔21b〕其愁を除き癒る事妙也。

一家の内にて寒氣を凌にハ座敷一間くに長さ一間半間程横六尺程、高さ五尺程に瓦にて拵たる置爐の様なる物に火を夥敷たき、其瓦の焼たるほとりにて寒氣を凌也。振舞等有節も客の来ぬ前に如斯、心置、待受る也。薪ハ松桜なり。桜に花咲す、松ハ真直にのひ、木の筋は小筋にして桧の如し、此松にて作りたる箱ヘ伊勢太神宮御祓、船玉并仙〔22a〕台穀船へ相渡置れし御捷極印其外大切な物類入て持來り、船主平之丞方に有也。

一 夏五六月頃、日本の土用中といへる時、漸十五日程あり。此暑氣といへるも日雇に袷と單物を着す也。朝夕ハ綿を着セされハ寒し、七月始より水氷るなり。

一 客来有し時、客へ茶を出にハ茶台にきけて台のまゝ客へ出ス也。客、茶を呑時ハ茶碗より台へ明けて移し、台より呑也。台〔22b〕といへるハ皿のやうなる物也。

☆ きく＝置く。近世語。

☆ 茶碗より台へ明けて＝紅茶茶碗のカップから茶をソーサーに移して飲むのである。比較文学者の故・小野二郎は現代イギリスの庶民階級で現にこれが行われている場面を目撃し、かつて把手のない「ティー・ボール」から受け皿に茶を移して飲む習慣に起源があるのでないかと考証している。『紅茶を受け皿で——イギリス民衆芸術観書』(晶文社・一九八一年)。このロシアの場合も把手のない茶碗だったかもしだぬ。

一 此所に八ヶ年居たる。見馴聞馴自然と言葉も覚へ風俗も大体覚候処、未二月廿八日、仲間の内にて小竹浜吉郎治と

申者、病死至。其趣、代官所へ訴へけるに取仕度金として金五枚錢廿五文被下て、此國の風にて永ク棺を作り掲こしにて寺へ送り、和尚へ引導を頼ミければ宗旨違なれハ引導するに及はすと経も不読也。

☆掲こし＝掲興。

☆この墓がイルクーツク墓地に明治三十二年になお残っていたことを大審院検事、小宮三保松という人が報告している。（北海道毎日新聞 明治二十四年一月二十一日号／のち『考古界』第一篇第一号 明治三十四年六月に転載）。

未寛政十一年日本奥州仙臺

卍 南無阿彌陀佛（蓮花を刻す）

十二月廿八日 牡鹿郡小竹浜

阿部屋吉良祐作

1599

七十三歳

他国者の墓所ハ別に有、諸國の〔23a〕人の墓の有所へ一同並へて葬し也。此所には先ニ漂着いたし此國にて死去なしたる日本人の墓夥しく有。何れも國所を書付て有なり。扱吉郎治病氣重りて存命難斗とおもふ頃、吉郎治、苦しき声にて皆々呼集、我々に云けるハ、斯重病なれハ此國にて死するなり、何とそ命ながらへ日本へ帰らんと、朝夕神仏を祈りかひもなく、今死る事の殘念なり。我死たりとも魂魄則、此地を過り日本へ帰て〔23b〕有へきや、各々も病氣ならんよぶに身を大切にして命ながらへ、はやく日本へ立帰り、我死たる事も語くれよと、さめくと歎き、次第に言葉も幽に聞へしか、良有て念佛ヲ三遍唱へし声ともろともに息ハたへにけり。残十三人もいと心細くなりて、皆一同に声を上けて歎かなしみけれハ、ヲロシヤの人々も共に袖を濡らし、哀なる事共にて有し也。

一 私共八ヶ年居候イリユトウツかに寺ハ十七、八〔24a〕ケ寺是あり、宗旨は切支テイと云宗門のよし。此所の老人の嘶に、往古ハ切支丹宗にて色々の術も行しと云伝へしか、近年に至り被相禁、宗旨を改、不思議なる術ハ止しとい

へる也。出家も俗に同し縫詰を着し、其上に衣を着ス。衣の袖も縫詰の如し。裾斗衣の様に広し。肉食して妻子あり。精進の日ハ獸を用ひす。魚斗食す也。俗家も同なり。

寺の本尊と云ハ神なるか佛なるか是を〔24b〕しらす。板に信像を書いて正面へ掛置也。其趣、姿、人間にもあらず鬼にもあらず、何やらワからぬ形ニテ俗家にも有て是を信心する也。

一 老人の起居する時コスホシン日本はコウヤイと唱へる也。

此事をいかなる事と尋けるに、其人々の曰、日本人ハ南無阿弥陀仏と書事にて同事也と云。

彼の板に書て有し絵像、神か佛かしれされとも、俗家にも高き所に掛け置て、朝夕念する也。外に神佛は一圓な〔25a〕し。しかばコノホシンといへるハ是号なるや、また日本はコウヤイといふ事ハ言葉は通し聞へけれとも其品不訳なり。

一 曆は万年曆にて何年経ても不替用る也。壱ヶ年ハ十二ヶ月也。又一ヶ月といへるも三十日なり。しかし毎年二月ハ廿八日にて一ヶ月と定、夫より廿九日も有、三十日も有。又三十一日もあり。閏月なく、時候の節にハ日本とハ大きに違ふ也。春秋の節なく、夏斗少し有。極寒国なり。曆の文〔25b〕字見へ訳不申候故、嘶には延マタかたし。

私とも日本より流れて海上に半年余も漂流いたし、けふハ死するか明日は死するかと思ひて生たる心地更になき故、月日は何日なるやわすれ候故、ヲロシヤ国に居候間も、何卒、日本の月日に違ハぬ様に致度、三ヶ月を見てハ三日と定、満月を見てハ十五日と定め、一ヶ月も大の月と定、次の月を小の月といたし、壱年を三百五十四日と定、年数を暮しけれ共、閏月もしれされハ〔26a〕三年過てハ閏月を入れ、其年ハ十三ヶ月を壱年として順々月日を送り、日数を探て、長崎へ子九月六日に着しける故、今日ハ六日なるかと長崎の人尋けれハ、五日なりと答ふ。一日の違ひ残念におもひし也。

一 ヲロシヤ国に拾ヶ年余間暮居候内、地震に逢ひ候事なく、彼國老人申にハ地震の事ハ書物にハ出し有とも、生涯に覺へざるよし嘶申し候。

〔26b〕一 婦人の針箱に有し猫の尾ほとにて鼠の尾のよぶなるに毛のはへたる長サ五寸程の獸物の尾有けるを鼻に

よせていたくに其匂ひ甚しけれハ、是はいかなる物と女に尋けるに、麝香の尾なり、衣類の入りし箱に此尾を入置ハ、虫を除る事、大妙也。半分やらんと云けるを、何にもなるまし、いらぬなり、日本にては虫除になる銀杏の葉は沢山に有とてもらハされは、其答へ一圓わからす、是非〔27a〕なく手にて仕方をして、いらぬとて断し也。

長崎にて麝香の尾をもらハぬ事を嘶しけれハ、それハ残念なる事なり、日本にてハ多くの金になると申されしなり。慥に日本へ帰る事としらは年数暮す内にハ種々の珍物求めん事安けれとも、帰国ハならぬ物とあきらめ居候故、珍敷物も持来らす残多き事とも也。

一 いまた夫を持さる娘ハ、不義有とも是を〔27b〕嫌はす。嫁入して夫を持て不義有れば、夫是を免さす。娘縁組して婚禮の節、白き衣類を着し、床入をして翌日、其家の両親、嫁の衣類を以て嫁の里へ行、品々の禮をのへて大きに祝ひて帰る也。其衣類に何そしみ付てあれは、双方の親達極別に歎ふ事也。

☆ 頭注〔或ハ云、此何そと云ハ破瓜ノ血なり〕

一 ヲロシヤの女は乳ハ一切出ず。子供を育つるに牛の乳を器に取て絹よふ物に乳房〔28a〕程に包ミ、子ともに吸ハせ育る也。又、牛の子にハ麦の粉をねりてくわせ、育る事、國中一統斯の如くなり。

一 茶は上品にして極上の茶也。人々、茶を呑時は牛の乳をさして呑なり。

一 火事も日本と同じ。數度、火事も見申候。石の家作には火事なし。二階の火事は三階にて知らざる事、大家にハある事也。木作りの家にハ度々、出火あり。火の模様日本よりハ至て、〔28b〕うとき物也。水ハ龍吐水にてはちき懸る事也。龍吐水、日本よりは水の登、極別、勢ひ能見へ申候。

一 日本人の子種を取事を好む也。然れども宗旨を替、其國の宗門に入らされは縁組なり不申、日本人の子種ヲロシヤにも数多あり、私とも漂着致したる事を聞て、父親の国なつかしくも有りしにや、來りて色々の事も思ひくに尋ねし也。一体ヲロシヤ人は〔29a〕眼中ひとミ赤く、髪の毛も赤く、日本の人種は眼中すゝやかにしてシトミ髪毛とも黒し。是にて分るなり。

☆ シトミ=ひとみ（天理本）

一 代官所より罷出候様、被申渡候間、早速罷出候処、今度都より早飛脚を以、申来るハ日本人に御用の義あり、早々出立、道中昼夜に限らず罷登、帝王へ罷出る様、明日出立致し候段申渡され候也。

一 夫より皆く宅へ帰り、出立の用意を致し、「29b」此所にハケ年居し事故、銘々懇ろに致候者へハ夫々に暇乞なといたし、佐兵衛事ハ麦酒を売し故、売残りて有たるを取り出し、儀兵衛ハ小麦餅を拵へ、豕の油を入れて焼て商内セし故、是も不残取出して皆々へ振舞、たがいにわかれの名残をおしみて袖をぬらして出立セし也。

一代官所にて車を用意致し、其車の上に箱の様なる物を置、其筈に日本の人式人「30a」ツ、有、一つの車を馬三疋、或ハ四疋にて昼夜引セ、宿継にて通る事也。案内の役人、同じ車に乗、同道せし也。其車の早き事飛か如し。食物ハ麦の餅多く車の内へ心懸持参して餅を喰、水も呑、休事なく通るなり。イリカウツカを出立、二日通り候て清太夫、清蔵此式人の者、其車のおとる響にて臓腑痛み、遠路行く事不叶して其次第、案内の役人へ申出、是非なく此所へ「30b」残し置故、定て此式人イリカウツカへ帰りしなるへし。トボウリツカへ道法凡四五十里も有へき様に覚申候〔日本道にして〕。

一 トボウリツカ 代官來て支配致し候也。此所に一時半程居候故、委敷事ハ不知。獸物の皮、極上物出る所のよし。家数一千軒程あり。此所にて清太夫、清蔵病氣強相成残し置候、扱イリカウツカへ帰りしや、今頃は都へ出しや知らす。

☆ トボウリツカ=トボリスク。シベリア街道の要衝。

〔31a〕 一 ベリマ 代官の支配也。

此所にて炭を焼也。其炭ハ石を焼て炭とする。珍敷事也。銀二郎と申もの、はしかを煩ひ行事不叶とて此地に残置也。此もの壱人見すしらざる土地ハ病人独り残行事いと哀に思ひけれど逗留する事の成されは互に袖をぬらして別れし也。

道法□□〔☆「道法」以下空白〕

☆ ベリマ=ペルミか。ウラル西側の県庁所在地。「環海異聞」ではエカテリンボルグとカザンの中間に記述がある。

一 ガザンニ 代官支配也。

此所家数千軒程有。昼夜宿継にて通る「31b」故、道中不隙取。此所の事も委敷ハ不知。道法□□〔☆「道法」以下空白〕

白

一 ムスクワ

此所は日本にてムスコビヤと唱候所といふ。往古ハ此所は帝王の住給ふ都なりと云。上品成織物錦或ハ羅紗、天鷲絨の類、産物此所より出る由に承り候。此道中筋に稀なる繁花の地なり。

此所に大きな鐘あり。大地に落て有。自然と埋り候か、外の土地よりハ余程ひきて廻りを石垣にして有故、其内へ〔32a〕下りて見申候。日本の鐘より丈短く見へ、七尺間毫間にして五間程の垣の内に有り。四方の廻り三尺斗も明きて有とも摺はらいに見請申候。長崎にて御尋にハ鐘の口差渡何尺斗にて見受候かと仰せられし故、凡そ四間程と見請候よし御答申上候得ハ、能見積りし也。四間式尺有と被仰し也。

此所に大きな石火矢三挺有。筒は三尺程長三間斗と見請申候。此石火矢、鐘には何か〔32b〕様子有よふに及聞候得共、委敷事も不承、出立致セし也。

☆ クレムリン広場にある「鐘の王様」(一七三三～三五年鑄造)と「大砲の王様」(一五八六年鑄造)とよばれるモニュメントをさす。

何れの村々にても其所へ着せぬ先に人馬を集め待居候故、不隙取出立せしなり。道法□〔☆「道法」以下空白〕

一 ビゼリボロカ「イリカウツカよりビゼリホロカ迄」陸道七千里有。

此所ハ帝王の住給ふ都なり。町数ハしらす候得共、江戸半分位に見請申候。王の屋形ハ城の様にも見へす、堀塀もなぐ、町家の裏通り平地に有り、武丁四方の屋形五階作り也。二階〔33a〕目三階目に馬場或ハ築山泉水並木もあり。四階目五階目登りて見れば硝子にて作りし牡丹畠などあり。其外色々の作り花など有りて、美々敷事申尽かたし。段々と五階へ登るに榮螺堂のことく廻りて登り口の門、所々に有。番人とも詰居て厳敷制也。其普請、善美を尽したる事也。敷ものなく板敷にて板ハ諸国の名木を細々に寄木をしたる物なり。

☆ ビゼリボロカ॥サンクト・ペテルブルグ

〔33b〕一 帝王の御名はヨリキサンタラハウラ市コソタリと申也。私共十人、王の御前へ罷出候へハ、宮中にはあま

たの官人列を正し威儀嚴重に相つめ、玉座の侍にニコライハイトロイナレサノフと云人詰居。是ハ高官の人と見へ申候。他人ニ並居たり。脇に伊勢の国白子より先年流たる船頭幸太夫船の水主壱人此所に日本の通詞に召抱られたる由にて詰居なり。帝王ハ日本の「34a」曲禄のよふなる物に腰をかけ居給ひ、御傍にハ后ともに御同席也。帝王の外、余多の官人ハ何れも立て居たり。私とも拾人ハ膝を折て座しければ、通使の者、立と云ける故立て居候処、王の仰らるゝ様ハ、汝等日本陸奥国の者なるよし。はるく遠き此地に流れ来て嘸や難義を致ぬらん。船を用意して、早速日本へ送り届る間、帰国致へしと仰有ける故、是ハ夢かやうつゝかや、「34b」うれし涙に言葉も出す。良有て私共四人寒風沢浜津太夫、儀兵衛、佐兵衛、佐太夫、難有仕合に奉存候、拙者共ハ何卒日本へ帰国仕度と申上候得ハ、帝王聞し召れ、御座を立セ給ひ、私共の居る所へ立よらせ御手を出し、四人のあたまを三度ツヽ撫て、のたまひけるハ本国へ帰り度といへる事のやさしき志しなるとて大きに悦せ候ひ、如斯撫下さるとの事なり。又残六人の者「35a」申上けるよふハ、私もハ海上に永く漂流いたし既に死すへきを、斯助命、今又日本へ帰らんとて行先もしれぬ遠き海上を無難にて、日本へ帰る事の難計ければ此地に止り申度、と申上ければ、勝手くに致へきて六人の者方ハ見向もなされず。通使の者に仰付らるるにハ四人日本へ帰国致ものにハ屋形の内、残らす見物致させへし、其外名所古跡など見セ候様にと仰付られ、「35b」通使の者、案内にて五階まで登り見物致候也。其結構、美を尽し言語に伸かたし。其後私共四人へ壱人に付、金廿枚宛并衣類、腰さけの時計壱つツヽ、被下也。「帝王ハ三階目にて御目見致せし也」。

一 帝王の御前へ罷出候節、帝王の御母公并御后も御同席にて被居しめ、御母公御后的装束ハ蟬の羽の様なる薄きものへ金銀にて蝶など縫付、光りかかやきてまはゆき「36a」程の装束也。后は御年いまた十六、七才と見へさせられて、いとやさしき美女なり。

一 私共イリカウツカに八ヶ年居候内、日本へ帰して被下沙汰のなきハいかなる事とて通使の者に尋ねけれハ、今の帝王の親君ハ到て病身なる人にて国の捷たにかまはす、況んや他国の人を返すへき沙汰のなき故、斯の如く打捨になりた。此王死去して後、今の帝王の代に及びし也。然る所、今の帝「36b」王の祖母君女帝にて国民を憐み、伊勢国船頭幸太夫船、此地より水主とも三人松前まで送り届ケ下されし也。此度いくにもなれば日本人ラ送届杯ハして其志を

元として日本と情愛を結び、日本の米穀をヲロシヤ国¹の產物と交易せんとの思召より、今の帝王ハ國政を元とする人なれハ、日本と情を結ひ米穀を求て我國の民を憐ミ、糧の乏しき愁をすく〔37a〕わんことを思ひ立れし故、俄に船を用意して日本へ送り届けることの評議極りけると也。今の帝王の御志し、國中の者感状セし様子也。其頃、帝王の御年、日本の暦代享和三亥年廿四五才に見へけり。人品よく、仁徳を行ひし人の様唱へし也。

一 帝王の屋形の内、三階目に種々の珍物有。世界万国人の人を干かためて有。其外、鳥獸魚何によらす珍敷、変なる形の物ハ臓腑〔37b〕をぬき、酒に五日程漬て其後天日に干堅め候得ハ、何百年置ても朽事なし。世界万国人の内に、日本人もあり。百三拾年以前、漂着致セし陸奥国氣仙船の者、此国にて死去せし故、壹人干堅め置しと云。其衣類を見れハ地ハ千草色にて丸に劍かたばみの紋付にて、格子にさしたる木綿の衿を着せ、曲祿の様なる物に腰をかけさせ置也。其内に珍しき物ハ二面の人、干堅め有也。

〔38a〕一日月ハはるか南に見へ、北極星ハ天空の上より南によりて見ゆる也。所によりてハ五月頃より八九月の頃までハ夜中殊の外、あかるく細字も読め申候。ビゼリボロカの辺は、格別あかるく見へ候様覚へ申候。

一 帝王の遊覧として風船を拵ひ候事、其風船ハ丸ミ指渡し四間程にて、骨組をして紙なるか絹なるか薄き物をはり、紐武本に舟を結ひ付、其舟に武人乗、上へ〔38b〕登る事遙にして鳥などに見へける時、風様に不構、何方へ成とも行くへしと思ふ方へ飛行なり。帝王より御指図の方へ飛行ハ褒美を下されけるよし也。里数はしれず候へとも、彼風舟に乗たる武人の者とも、四日路程遠く行て帰りし由也。

☆ 鳥などに「危ふけに」（道文書館本）

長崎へ着船逗留中、ヲロシヤの人々、なくさみに竹にて骨組して上に紙を張拵候故、私共申にハ其風舟の様なる物ハ日本にては御停止なり、〔39a〕御役所へ伺ひ不申候てハ上る事不叶といひて長崎御役所へ伺ひけれハ、なくさミなれハ不苦と仰有ける故、彼風舟にわら火を焚、烟を多く込て上けれハ、元舡の掛り居る所より町家まで壹里半ほどもあらんと思ふ所の町家の屋根へ落けれハ烟夥敷立登りけれハ、町家の人々、火事と思ひ大きに騒きけれと火事にはあらず、風舟の煙也とてしつまりし也。

〔39b〕一芝居も有。舞台ハ丸く作り上ハ硝子障子なり。棧敷ハ土間もあり、屋くらもあり、何れも腰かけあり、後ほど高く、前の幕はなし。内に斗まく七ツ有。此幕を一枚ツ、上へ掲る也。「日本の角力場の如くして家の内丸く作りし物也。女形ハ女かする也」狂言の筋ハ何やらわかり不申候。

一小人嶋の人なりとて帝王にて彼小人壺人召抱置れし也。長式尺程有。声も小音なり。人品よく見へてヲロシヤ国に久しう〔40a〕居候よしにて其所の風俗も覚へ言葉も同じ也。年ハ廿七才のよし承り申候。一体に小人嶋年齢ハ廿四、五才を限り候由に候へとも、此者ハ長寿なる由承り申候。

一四月になり、少しハ長閑にも成候得ハ、上下の人々多く入交り、絶景成る所へ遊山に出、男女群衆して樂事あり。水車の様なるものに人乗て廻され拵也。何れも錢を出して是に乗也。其外に酒肴弁当など持參し戯れ〔40b〕たる事ハ何国にも同じ事也。

一所々に水車有て摺臼を仕かけ麦を粉に挽也。

一海鼠も少々有。鮑は見へす。惣して貝類ハ一圓なし。

一算盤ハ五玉なく上下に五宛有て老柄に玉ハ十ヲツ、有なり。

一鶩のやうなる鳥あり。真黒にて頭は白し。鳴声ハからすにて、少ししがミ声あり。

一船を作るにハ木にて骨組して獸物の皮を〔41a〕張なり。此獸、牛の様なるものにて海中に住むなり。角ハ長サ式間程あり。象の牙に似て居なり。長崎へ多く渡りて、是を象牙といふて商ふよし也。小船に艤はなし。摺カイを用る也。

一帝王の涼場なるよしにて、長廿七里引続きて街道の真中に切石を敷、北の方に廿七里引通しの堀有て、水流るゝ也。堀の側に駒除のよふにして同里数に鉄の手摺を付〔41b〕有なり。南の方、是も同じ里数に引続きて色々の植木鉢有、松、椿、柳、櫻、桜の類也。植木鉢の前通に硝子の障子を引廻しに立並へ置て、彼植木の見へ透事なり。誠に私共、始て見たる時ハ目を驚かせし事なり。

☆ 帝王の涼場＝皇帝の避暑地ツアルスコエ・セーロ。ペテルブルグ郊外にあり、漂民たちも參觀した（環海異聞 卷十一）。

一 権衡ハ棹の真中へ紐を付、両方に皿かねあり。分銅に貫日甲乙有りて天秤なり。

一 帝王の御幸の時、通り給う道筋ハ、往来〔42a〕の真中に幅壹間半程に切石を敷有。町家下々の者ハ敷石の上を通る事不叶。両脇を往来致事也。帝王御通りの節、人留杯もなく、鉢、明鉢其外、鳴物をたゝきて通り給ふ也。

一 伊勢国幸太夫船の水主壱人、名ハ新藏と申者の由〔前に日本の通使に召し抱られし者也〕此所に住居して、帝王より金武百五拾枚、被下置候て、日本の文字を教、其頃、手習ひ子供十四、五人〔42b〕餘り居し也。此度、私共の通使を勤、褒美として金百廿枚増被下し由に御座候。此者、彼國代官役の者より器量よき娘をもらひ、妻にいたし、其頃ハ子供式人有り、惣領は女にて拾武歳になり、母親に増りし美女なり。次男ハ四、五歳と見請申候。彼國にてハ格式よく暮し居なり。此者、彼地に居合被故、万端言葉分りし也。尚、幸太夫船水主の者外に壱人居合し〔43a〕か、私とも逗留の間に、此者病死いたし、長き棺に入て揚こしにて寺へ送り、和尚引導を致せし也。

一 帝王の菩提所、寺の来迎柱ハ長さ八間ほど丸ミハ一丈武尺程有、水晶石なるよし。此寺に長七尺五寸の銀の佛もあり。是ハ彼本尊と見得し也。

一 遊女町多く有。家作杯ハ善美を尽し、結構なる事、嘶にものべかたし。傾城の風俗、〔43b〕一入、美なり。粧ひかさりて見世を張て居るなり。通詞の者に承り候得ハ、客行て我心に叶ひたる女を見たて、サガといへる者に逢ふて、アノ女と遊びたしといへハ、サガ「サカといへるハ、やりてのよふ成者にて女なり」取持て盃を取り遣りして後、床へ入る也。寝具ハかの日本にて云、蝦夷錦類也。裏にハ獸の皮を附る。枕の長さ武尺八寸也。町家の枕より武寸短し。其故ハ傾城、浮世遊びの枕ゆへ短しといへり。〔44a〕上り男女混張合の時、女の足斗、至極ケ念をいれ掲しめて手ハふらりとなげて居ると云。

☆ 「上り」北海道文書館本になし。「いへり」と読んで、前丁末の重複と解したのであろう。

是、初で遊びし客に無礼なりとて如斯と也。通詞の者ハ日本伊勢国の人なれハ、心置なく此事ハ如何なる訳そと問ひたれハ、日本遊女、初で逢ひし客に下紐を解かざると同じ心中に慎みての事なり。客の方々手を揚給へといへハ御意に従ひませふといふて、手を揚る由〔44b〕なり〔此一条餘り無礼なる嘶故、出載セヘキ事にハあらされとも、彼國の風俗、津太夫の嘶の儘をしるし置なり。其外にも、おかしき事も有とも、不作法なる事故、除きし也〕婚礼床入の時も、

手を揚る事なしと云。是ハ一生添ふべき夫たる人に色欲の深きものと思ハれん事を慎ミて也といふ。一体、ヲロシヤ国
の婦人ハ男に心安く、馴染厚く放逸に遊び事を好むよし。陰氣強國故、色欲に心乱、恨ミ嫉の心も深く有けるよし。陰
国なればさも有べき事也と通使の者、嘶けると也。

〔45a〕一 竹ハ一切なし。

ヲロシヤ国の言葉 荒増の事

是ハ先年聞しとハ少しく違あれとも、此度、津太夫タチ聞し仮を常に記し置也。

一 ヲゼン 二 ドワ 三 ラレイ 四 チヤラライ 五 ビアジ 六 ゼイシ 七 セイム ハヲ、セム 九 セウエ 十 セイセツ
百 ヲロツウ 千 ライセツ

金壱枚 ヲヲゼンソロウト 銀壱枚 ヲヲゼンセリフロ 錢壱文 ヲヲゼンカヘカ

金○〔差渡七寸程、厚サ日本小判コウバンより薄し。〕裏に王の名アリ。表に此金の出候暦代年号アリ。〔45b〕此金を銘々式拾
枚ツ、持來せし所、長崎にて御引替に相成、金壱枚ニ付、銀式拾四匁余の相場を以て代金を御渡被下候事。

銀○〔差渡壱寸程、厚サ同断〕表裏銘同断。

銭○〔銅にてメドナシ〕一 十文銭 〔差渡ハ一寸三分程〕 五文銭 〔差渡八分程〕 式文銭、差渡六分程、壱文銭差渡五
分程。式分五厘銭もあり。

日輪ヒルヲソンソ 月ソイセツ 雨トウシ 風ホコタ 火ヲキニヤ 土チムウ 王ノ名 〔ヲリキサンタラパフライ市ユリタ
リ〕

☆ 「ペ」(半濁点) か句点か不分明。

〔46a〕役人ゴロジニヂ 申上ると云をツカシウ

聞セ給ひと云ヲ ツアセウ 人ワケ 家トウマ 金ソロトウ 銀セリフロ 錢センキン 銅メイツケ 神佛ボウフ
寺セリコウ 男ムヤリ 女エンシメ 木ゼリワ 海モワリツ 川シカ 山ナカラフ 雪スネアカ 寒シトチノウ 船セ
ウツナ 大工マシテレヲイ 鍛冶コチサイジ 鋤サストハ かな物ノウセキ 梗チヤシカ 茶碗ギヤチヤ アシシカ

孟ヨンカ 米□〔☆原文空白のまま〕

酒ウイナ 麦コロハ 牛コロワ 馬コウニ 壇チリニサ 茶〔チャ 日本ニ同し〕〔46b〕紙フコアカ 筆□□鳥の羽にて書也〕〔☆原文空白のまま〕

大根ウイチカ 人参モロコフ ねふかロツコ たばこタンバアコ きせる〔木にて拵たるをトロフロと云〕かねのきせるカンサ ねる事を スツハリ 起るをシタハイ 花〔ハ日本に同しなるタンホ、斗咲也〕座敷コウレス 障子ナコシカ 蓋ロツカウシカ 枕ホトシカ 情愛のかるさ カアウルタ

一 私共、初度ヲロシヤ国へ漂着致しヨンテライツケと申所より、商船にて都のとをき所へ参り候も商船の船頭に助られ候〔47a〕故なり。帝王、此事を聞召大きに御喜悦なし給ひ、彼船頭を被召出、日本人を助たる御褒美としてヲロシヤ国中、商人の惣頭に仰付られ候なり。私ともビゼリボロカを出立の時、此商人の家へ罷越し、助られたる礼をいたし、此家にて其夜一宿いたし、翌日、此所を出立なり。

一 ヲロシヤ国にても靈魂祭なるか、六月の内、家内の者、菩提所寺へ不残參詣する〔47b〕なり。日本の様に盆棚をかさる事ハなし。

一 他國の敵の兵船、押寄来る事を防戦の用意として備船あり。長サ百間余、五階に造る。石火矢弾百六拾弾、仕置あり。乗出す時ハ人數千五百人乗の由、麻綱の太サ廻り二尺八寸あり。碇ハ武ツつめなり。貫目凡六百貫目程と見請申候。其外ハ小舡にて千人乗、五百人乗もあり。何れも軍船なり。私共八ヶ年イリカウツカに滯〔48a〕留の内、外国より敵兵両三度、押寄来るよし。海陸の備を立て防戦し、追ちらして、いつも軍ハ勝利を得るとの事也。

一 ビゼリボロカを亥年六月十五日出立、川舟に乗、道法廿五里程乗り候へハ、同日夜カナシタと申所へ着し也。
b) 百五拾里余行てコツヘイカワニ江着。

☆ カナシタ^リクロンシュタットか。クルーゼンシュテルン航海記によれば、クロンシュタット発は一八〇三年八月七日、コペンハーゲン着は八月二十日、イギリスのフォルマス着が九月二十八日、同所五日出帆、カナリア諸島着。同所十月二十七日出帆。

一 コツペイカワニ「ダンツケと云別国也」 国王住ス。

此所、家数壹万軒程あり。諸国の商船出入の大湊なり。繁榮の地にして家作もビゼリボロカ同様なり。寒国なれとも、少し長閑に覺へ遊女多くあり、私共乗來りし船より商荷物、此所へ揚、代品物取替にいたし、又此所より大麦、小麦の粉并魚獸の飯料積足し、同年七月廿八日、出船いたし、〔49a〕アンギリツケと申處へ未申走、海上道法千五百里余。一 アンケリツケ。別国にして一国也嶋なり。此所へ同年八月九日着す。家数四千五百軒程あり。此國の都へは此所も七日路程隔候由承申候。同月十六日、此所出船いたしカナリヤツケへ海上道法千九百里余已午走。

一 カナリヤツケ 別国也。〔49b〕此所へ同年九月三日着。此國に馬なし。鹿を馬のよふに遣ふ也。日本の鹿より形大キく角ハ二本あれとも枝多く有て、枝へ枝か附しなり。人も乗り、荷物駄送りする也。毛ハ赤白黒色々あり。

同所、同月九日出船、海上道法千九百里余、南アメリカへ走。此渡海の真中頃にて、ヲロシヤ國の船頭申候。此所ハ世界の真中なりとて、其日ハ船中、酒肴にて祝儀いたしける事也。已午走。

☆ 十一月二十六日、赤道通過。

〔50a〕一 南アメリカ。國の惣名也。但天竺とも云。アメリカの内、エカテレナといふ所へ、十一月上旬着。船付の湊也。此所の人、真黒なり。男ハ色股引の様成物を着し、腰より上ハ裸にて衣類不着。女はゆもしする也。すそ廣く、腰の廻りひたも取るなり。肩に風呂敷のよふなる物を掛け、胸にて結ふなり。天窓ハラホツなり。

☆ エカテレナ=ブラジルのサンタ・カタリナ。ラホツ=螺旋。ちぢれ毛。

上へ登る事妙也。此國、暖國にも夏斗あり。冬ハなし。米、大豆、小豆、諸の雜穀〔50b〕よく熟し、水車にて昼夜搗なり。諸木の実、一ヶ年に式度ツ、とる。唐辛ハ一度、植れハ三度、花咲とるといへり。日本の茶の木のことし。米多くあれとも如何なる事にや、唐きみを粉にして煉て常に食也。家作ハ石造りも有。材木にて作るもあり。屋根ハ桜の皮をふくなり。雨戸障子、一切なし。言葉も別と云也。此所ハ釈迦無尼佛、衆生西土修行なされ、年久敷居〔51a〕玉ふ所なりと云。又此所を釈何の誕生のなされたる所なり。

一 此所にホロトカリツケと云所より来て妻子を持、黒人と交り居るもあり。此人ハ色白し、故に、黒人のうちに薄黒き人も見ゆるなり。しかれハ黑白の人混張合してはらめる子なりと云也。

☆ ホロトカリツケ^{ヤン木} ポルトガル。

椀ハ櫛^{ヤシ木}のからを用ひ、箸ハなく匙^{サシ}を用ゐるなり。木綿に織る綿は木に登る也。〔51b〕此國の猿ハ色真黒にて尻尾長し。

枝にも登り、彼尻尾を木の枝にからミ付、ふらりと下るなり。山龜とて六角なる龜あり。龜甲は二重なり。

一 此国に四十四、五日逗留いたし、水など汲、薪を取て、亥十二月廿三日出船、マリケイスケと云国へ走。海上道法壹万九千里、未申と走申候。此海上渡海の間にてヲロシヤ國の船頭嘶申候ハ、是より戌亥と走れハ小人國へ行〔52a〕なり。辰巳と走れハ女人國へ行なりと云。其外、諸の外国の方へ指さしして、教へられけれども、不覚なり。小人嶋女人島の名ハ兼て聞及び居る故、指さししておしへられし方角、忘れざる也。私共、長崎へ着到し候節、アメリカにて取たる薪の使ひ残りしを見れハ不残、紫檀にて有し也。

一 マリケイツケ 大人国なり。

此所に子四月四日着。人の長、七尺四、五寸より〔52b〕八尺位まで有。女も六尺余あり。暖国にて、丸裸、衣類一圓不着。男ハ下帯もせず、男根の先を細き糸にて結ひ置也。女ハ腰に細き糸を結ひ廻し、其糸へ木の葉、草の葉を結ひ付、玉門を隠すなり。夫を持し女、他の男と不義ある時、彼前に下ケたる草の葉を取て犯させしを、夫、是を見付る時ハ其罪ゆるさす。女人嶋へ流罪に行事、此國の撻なり。草の葉をせしまゝにて犯させしハ、内分にて〔53a〕ゆるすと云。長崎へ着船して御奉行所へ私共被罷出、段々御尋の上、大人國の義を申上候所、其國出船間もなく、海中に水色替り真水なる所を見留り申さすやと御尋有り。其所ハ心付不申旨、申上けれハ御役人申被伝候ハ其海上ニ天竺^{龍サ川}有。帰国に心急きて心付すして見留るまし。かの大人國ハ天竺の内成と仰有。

☆ マリケイツケ、マリケイスケ^{マルキーズ} (マーケサズ) 諸島。

一 マリケイスケ。〔53b〕此所ハ住家もなく、常に川水に入り居なり。水に勞れたる時ハ岩間ニ入、寝る也。體に色々の模様を入墨して、衣類着たることく見ゆる。食物ハ諸木の実を喰ふなり。椰多く有て是を常の食とす。此國の人、往

古ハ食物に飢る時は、仮、親子兄弟たりとも互に討殺し、喰ふと云ひ伝へしか、近年、諸国商船、往来し其外、國の作法に自然と恥る心も有けん。其事ハ止みて、人死〔54a〕したる時ハ、親子たりとも其死骸を切割、皆々寄集りて配分してくるふと云。然は鬼神のことき國なれハおそろしき事とて私とも乗參候ヲロシヤ國の船頭下知して、彼大人の居さる所を見立、此所へ寄て水を汲取りし。間もなく大人出来りし故、彼大人を寄せ附しと石火矢を数挺、打ちかけく、水を得て此所を出船したる也。

カムサツカ 海上道法失念致候〔石火矢ハから筒をはなせし也。マリケイスケ〔54b〕の事ハ奥に委細アリ〕

一 カムサツカ ヲロシヤ國の支配、代官住ス。

此所ハ去ル卯年、ヲンデライツケより商人船にてヲホコツカへ送られし時、此所の沖合を通りしなり。大麦小麦をヲロシヤる送るよしにて、少々有。其外ハ獸物魚を常の食とする也。此所の人をカミシヤタといふ。此地より松前ヘ海上も能続たる所也と云。松前の箱館迄、日數廿日余走れハ着船するよしに御座候。此所に〔55a〕三十日ほど逗留して子八月五日出船、三十一日目にて、長崎へ着船したる也。

☆ カムチャツカの聖ピヨトル・パヴエル港（現ペトロパヴロスク）着は一八〇四年七月十四日。同港出帆は八月二十九日（文化元年七月二十四日）。

此カムサツカより長崎までの海上ハ東海を通船する也。其故ハ是より西の方に當て、陸奥国金花山あり。又此海上より西の方に五日ほど走れハ日本ハ何国くへ着すると云ひし也。

ヲロシヤ國船中の人數八十壹人の中に天文地利杯委敷人ハ勿論、医師其外、諸職人有て船中不自由なる事なき也。もし海上にて難風時化など〔55b〕に逢ひ候節ハ、時化立たざる以前に、其用意をする也。又此風ハ何時まで吹て止と云。時化も其をし、時を限りて見極る也。

段々と走り参り、高き山の見へければ、アノ山ハ日本の山なるか何国の山なりと問けれど、年久敷、他国に居、山の形も見忘れ、殊に見馴ぬ山なれハしらぬと云へハ我國の山をしらさる迄、船中にて大きに笑われし也。さりながら、しらぬ事故、此山ハ何国の山なりと尋けれハ〔56a〕薩摩の國の山山なりと教へられし也。

夫より山近く船を寄て長崎の方へ艤廻り、長崎の案内しれぬとて入口に一昼夜、船をまきり走り致居候処、長崎より小舡一艘乗り出し、何国の船なるそと御尋有ける故、私共罷出、漂流の次第、ヲロシヤ国より送来る事、荒増、申上けられハ、右の小舡、早々乗戻、又壹艘乘出し來りて、元船の懸り場を案内いたし、伊王嶋と申所へ碇を卸し滯船〔56b〕致居し所、其日より昼夜、長崎にて海陸の御備嚴重なる事、言語に述かたし。ヲロシヤ人も皆く、目を驚きし様子にて、汎々日本と云所ハ嚴重なる備也と申けるなり。

一 佐兵衛より聞書。ヲロシヤ国にて一里と云ハ七尺一間にして五百間を一里と唱ふるなり。日本の六尺間に直して五百八十三間武尺になる。六十間壹丁にして九丁四十三間武尺になるなり。

〔57a〕一 帝王の涼場、武拾七里引続て有。堀の巾ハ武間程、左右の堀端ハ石垣也。堀場の手摺立サ三尺五寸位有。手摺の太サハ二、三寸位にて、不残、鉄なり。右堀の水かミハ差渡し三十間程の池なり。水底ハ石炭にてたゝきなり。南の方ハ同里數に硝子の障子をたて、後に種々の樹木鉢を並て、見へすくよふにして 綺麗なる事云語に述かたし。

〔57b〕

一 西瓜、真桑瓜の類、畑に作り其廻りへ箱を指、上へ硝子の障子を掛て硝子の上より眺めてたのしむ事也。商売の為に作るにあらす。寒國にて不熟なれハ食するにもあらす、高位の人、又ハ商人にてハ有徳成ものの慰に作る也。日本にて鉢植をたのしむと同事なり。

一 木は松、桜斗也。其外、柳、柏の類あれ共、大木なし。家作、船材木も松櫻にて作る也。〔58a〕松は五葉にて、九月の頃、落葉する也。二葉もあれとも小木なり。草花ハたんほゝ、なでしこの類あれとも、盛り至てミしかし。木の花ハ見当たり不申候。

一 ヲホウツカラヤツコウツカヘ千里の道中ハ途中に人家一圓なき故、喰物、野宿杯の用意をいたし馬に付、引通行事故、馬不足のよしにて、十五人ハ五人ツ、三度に出立。佐兵衛出立ハ五月末なり。〔58b〕よつて人馬の手当、餘多なりよして、着添四人、日本人五人、都合九人に馬六十三疋立、荷物を付、かわりく馬に乗送られ申候。此道中、熊

多居て途中にて馬式足、熊に取れ、昼夜、無油断、氣を配り大きに難義いたし、三十五日目にてヤツコウツカへ着到セし也。

一 雷ハあれとも彼国逗留中、地震の動候事ハ無御座候。

〔59a〕一 貴人の寝具ハソウフリを用ると云。ソウフリと云ハ、獸の事也。皮の大きさ壹尺二、三寸有て、ラッコの皮より真黒く、至て綺麗なる皮なり。右の皮壹枚にて彼國の金三拾枚位に売買する也。是皮の上品下品、値の高下あります。

一 寒気に当り候者ハ来四月頃、暖氣相成候頃に、其寒気に被當りし所、目口鼻耳などゑぐりたる如く腐落申候。手足杯、〔59b〕寒気に当り候時ハ其手足を鋸切を以挽切、療治する也。又、目口の端、鼻の先なとは煎薬にて洗へハ癒なれとも、兎角、療治行届かさる事と見へて、彼國の人、以下のものハ十人之内、七、八人ハ目口の端、鼻、頬先、又ハ足など片輪もの多くあり。

私共ハ寒氣かおそろしく候故、暖氣の内に稼ためて用意をいたし、極寒の時ハ外出不申候得とも、日本人、彼國に渡りし者の内に〔60a〕一両人、右の病を受し者も御座候。

一 町家の家作ハ二階作りの町ハ不残式階に立、三階作りの所ハ皆々三階に作り、身体貧福にかかわらす門並軒を並へて家作する也。寺も町家と同様に入交りて表通り軒をならひて立れとも、屋根の高サハ廿四、五間もあり、屋根の棟に十文字成物あり、家の内の天井に大さ六、七尺程有時計あり。小高き所へ登りて町家を見渡〔60b〕セハ、寺の屋根は前後に高く抜出て見ゆるなり。

一 ヲロシヤ国にてハ朝起て麦粉の餅を喰。夫より野山田畠の仕業に出。昼頃揚りて食事を致し、家の内戸をたて、かきかねをしめ、夫婦休足する也。又、家内大勢い有家ハ銘々、夫婦の寝間に入、内戸錠鍵をしめて、昼中休む事也。右寝間に入、かるたを以博奕をするに、更に他人〔61a〕を入す。又、家内親類打交りてする事にもあらす。夫婦差向ひにて博奕してなくさむ事なり。

一 イリコウツカを亥三月七日出立、七千里の間、道中四十九日目にてヒヤリポロカへ着致せしなり。此道中ハ前に申

せし車のうへに箱の様なる物を拵ひ、武人宛乗、馬三疋、四疋にて引せ、昼夜、宿継にて通り、其早き事云斗なし。馬に風鈴「61b」を付、鳴音、九丁程も響き聞へ候故、其音を聞、先宿にて人馬の手当を致。待受居、昼夜休事なく継送られ、車のおとる音、胸へ響き、大きに難渋致候なり。

一 カナリヤ国を亥九月九日出船して、同十一月上旬、南アメリカへ着船致所、此渡海の間にて七曜星、北辰の一向に見へさる故、不審におもひられしかハ、扱々愚成事也。夫にて能、船乗を致セしとて笑ひ申候。

〔62a〕一 亥十一月十一日、アメリカ国逗留の間ハ暑氣凌かね、私共も毎日、七、八度ツ、水をあびあつさを凌き居申候。西瓜、真桑瓜、柚など喰申候。其産に二度目になり候由にて、ゆづハいまたすぐ御座候。

一 アメリカを亥十二月廿三日出船、海上道法一万九千里余、未申と走、マリケイスケヘ子四月四日着船。此間の渡海にて、子二月下旬の頃、四日程の間、昼中、空一面に星見へ申候。

〔62b〕一 マリケイスケにて、女不義有時ハ女人嶋へ流罪すると云事ハ、ヲロシヤ人とも私共へ虚に云ひしと見へたり。其故ハ彼國へ着船したる時、能々見れハ男ハ少く、女ハ多く、男女とも丸裸にて四、五人、元船へ來りて交易を望む。其様子を見るに、男根陰門を隠さず。ぶざまなれハ扱々おかしく、船中一同にわらひし也。然とも彼大人ハ恥敷体にも見へす、其中にて夫婦と〔63a〕おほしき者もわかつ。ヲロシヤの若者ともの内、彼大きな女人を船中にて蔭へ引廻し所々にて戯れしを、船中の役人并船頭見咎て申ハ、日本人送り届の命を蒙りし身分にて甚ミだら也。大人共を早く返すへしとて、追出しけれハ、皆々海中へ飛込ミ行し也。

一 亥十二月下旬、アメリカにて水汲とりて子四月上旬、マリケイスケへ着船まで何〔63b〕国へも船よせされハ、船中呑水一切遣ひ切し故、大人の居合さる所を見透して水を汲に行し所、大人の中に重立候者見咎、前に船中より追出されしを残念に思ひしにや、水を汲とらする事を差支、甚迷惑し詮方なく、亦々、彼大人ともを大勢、元船へ呼のせ、別て交易ハ致さゝれとも、男女入群り、三日ケ間、夜中も泊置。ヲロシヤ人八十人余の内、若者共ハ〔64a〕船頭よりのゆるしを受。大きな女人を相手に致し、酒肴を振舞、戯れし上、ヲロシヤにて桶のたがに致す巾七、八分も有鉄を二、三寸ツ、切て銘々に遣しけれハ、よろこひし体に見へ申候。水も思ひのまゝ汲取し故、大人を追い出しけれハ、

皆く海中へ飛込、子持の女なとハ子共を抱へ、或ハ肩にのせて、およき又ハ水底をくゝるもあり、然れども、元船の廻りを離れす、浮て〔64b〕およき居る大人共、凡三百人斗也。其節、船頭申ハ、此国ハ鉄銅金物を珍敷好む事なれハ、定て此船の外を包し赤かねを好望すると見へたり。永く船掛り無用なりとて、七日程逗留して彼大人を寄付ましとて、石火矢のから筒をはなしけれハ其音に驚き、水をくゝるもあり、又およきて逃るもありて、諸方へ散免し、暫時へると又々、船の廻りへ集りし故、〔65a〕前のことく石火矢を打かけく、其国を子四月十二日出帆、海上道法不覚候得とも三ヶ月程、子ノ方へ多く向ひ、子丑と走、七月上旬、ヲロシヤ領國カムサツカへ着船したる也。

一 マリケイスケに椰沢山あり。水汲取りし時、椰の数三千斗取て船中にてなくさみに喰し、残りハ長崎まで持來りし也。私共并ヲロシヤ人ハのこぎりにて挽わり、又ハ金槌を以、打割、食せし所、大人ハ椰を〔65b〕手のひらへのセ、両手の指を結会て押ひしきて食す故、力量ハ餘程、勝れて見へ申候。

一 カムサツカを出船して、東海も走りし時、ヲロシヤ人共、船中にて遠日鏡を以て西の方を見て日本の山の形を絵図に認め、富士山なとハ兼て聞及ひし山なれハとて、念を入れて絵図に書認し也。

一 長崎江着致し候所、早々御尋の事共〔66a〕有て日数六十日余の間、終日御吟味の内、ヲロシヤにて鼠程の野猪、雀ほとの鶏ハ見不申やと再度御尋御座候も、彼国逗留中に見当り不申ニ付、其段御答申上せし。

一 長崎にて仰られ候ハ、往古より外国へ漂流いたし日本へ送り帰し者も餘多あれとも、此度ハ日本の下を通りて帰来たり、珍敷事也と仰られ候なり。

一 ヲロシヤち日本の国主へ献上致品の由〔66b〕にて、大きさ五、六尺程有、金の象股の中に時計を仕込有 并硝子鏡壹枚、大サハ堅三間程、横八尺斗、厚さ五寸余、金の縁を取てあり、右両品ハ至極、念を入、箱入にして持參致せし処、長崎にて御請取なされざるよし。五、六尺より八、九尺武間位までの硝子鏡、大小四十枚余積參り候得共、不残持帰申候。

〔67a〕一 ヲロシヤにて雁ハ年中居、家々にても飼置申候。別て春々秋の初までハ夥敷居、たまごも生ミニ申候。一 弓ハ至て鹿抹なる物に御座候。刃物ハかね性悪く、一向、切れ不申候。

一 ヲロシヤの女人ハ角細工にて長式、三寸位、牙の如くに拵ひ、鼻の穴に弐本、腮に弐本、上下より四本の牙、齶齧て自然と生れ付たることくに拵ひ置て、礼式日、〔67b〕又ハ客来などある節ハ是をつけて居なり。初で見たる時ハ、誠の牙、生れ付たると思ひて驚き申候得とも、常にははつして居申候。面体并手の甲にも入墨を致し居候なり。

〔68a〕

此書、文化三寅年六月中、石巻出役の節、津太夫より聞書留、尚又寒風沢帰着、同七月中、佐兵衛より聞し事も書加へ置なり。

馬場安五郎

〔以上〕